

## 「第9回高知県南海地震条例づくり検討会」

日 時 平成19年2月16日(金)

出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：

岡村眞会長、青木宏治副会長、武市幸子委員、土居清彦委員、半田雅典委員、  
細川しづ子委員、西坂未来委員

事務局：高知県危機管理課

---

(事務局)

「第9回高知県南海地震条例づくり検討会」を開きたいと思います。

資料ですが、会議次第と右上にナンバーを付けた資料1から5までをお配りしております。一部資料の差し替えがありました。事務局のほうで事前に差し替えをさせていただきましたのでご了解いただきたいと思います。ただ今回は、資料2の個別の条例の検討票から条例骨子案だけを抜き出して一連にまとめたものを資料3としてあります。資料3が非常に条例に一番近い形ということでイメージを持っていただけるのではないかなと考えております。今回、委員12名のうち7名のご出席をいただいておりますので、過半数のご出席をいただいております。上田委員、久松委員、藤原委員、多賀谷委員、小野委員は欠席ということで連絡いただきました。

それでは早速検討会に入りたいと思いますが、設置要綱5条で会議は会長が議長として進めていただくこととなっておりますので、岡村会長がご病気回復されてきて今回の検討会から議事を願いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡村会長)

皆さま、今日復帰することができました。皆さまの温かいご支援ありがとうございました。今日はよろしくお願いいいたします。

早速ですが、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきますと存じます。

一応、会の終了は長丁場ですが17時を予定しております。途中で休憩をはさみながら進行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

前回の検討会から各条例の骨子づくりに入りました。この骨子に、これまでの検討会の議論、ワークショップなどの県民の意見をたくさんいただいておりますけれども、すべてを盛り込むというわけにもいきません。何をいれて何を重点化して何を外すのかという議論も必要になるのではないかと思います。お聞きしているところによりますと、前回の検討会ではまず基本の部分、目的、基本理念、県民等の責務という形を中心に検討していただいたところでございます。この部分は今日も非常に重要なこと、絶えずそこへフィードバックされてくる議論ですので時間を割いて議論をしたいと思っております。ご意見の通り具体的に今日は、いただいた通り、揺れや津波と火災、各論の部分をも具体的に中心に議論していけば、おのずとそこへ返っていけるのではないかなというふうに思っておりますので、そういうことをご理解願いたいと思います。まず事務局から今日の会の進め方、それから配布資料についての説明お願いいいたします。

(事務局)

はい、本日配布をさせていただきました資料について、簡単にご説明をさせていただきます。まず資料の1、骨子の体系案についてですが、前回の検討会でご提案をさせていただきましたものに今回修正を加えさせていただきます。修正点については後ほどご説明をさせていただきますが、今回、最初の条例の体系を意識しまして章立てにしております。前回は13の項目から成っていましたが、章立てしたことによって10章に整理をさせていただきます。

次に資料2の骨子案文の検討票のほうをご覧ください。資料1の骨子の体系と併せてご覧をいただ

ければ分かると思います。例えばその第2章の揺れによる被害を防ぐから、第9章の震災に強い人や地域づくりを進めるまでの検討票を本日お配りさせていただいております。第10章の総合的な南海地震対策を進めるの項目につきましては現在検討中でございますので、次回の検討会で提案をさせていただく予定です。この検討票のつくり方については前回の検討会でもご説明をさせていただいたところなんですが、資料2の検討票の上部に番号がふっております。一番上の検討票であればナンバー2の というふうに番号を付けておりますが、この番号が資料1の骨子の体系になりますが、この章、それから第2章第1という形と合うように作成しております。ちなみに第2章と第3章の検討票については前回ご提案をさせていただいて、前回の検討会でもお配りをさせていただきましたが、本日も再度お配りをさせていただいております。ただ前回お配りをさせていただいたものから、全体的に文言を統一するといったことも必要性が生じてきましたので、若干の表現の修正はさせていただいております。検討票の中身につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

次に資料の3について、これまで項目ごとに作成してきた資料を骨子の全体像を確認をさせていただきやすいようにということで、骨子の部分だけを抜き出して一つにまとめさせていただいております。資料では1ページから12ページということで、これが今、現時点でのたたき台ということなんですが、骨子の案ということになります。実際には県民の方に公表する際には、これに解釈文とかそういったものを付けて公表するということになるかと思っております。この資料3については1ページの第1章、総則の部分については前回の検討会でご提案させていただいたものです。この前回のものから若干追加修正したのがありますので、追加修正した個所については下線を引いております。2ページの下の方の第2章、揺れによる被害を防ぐ。ここからについては資料2の骨子案文検討票の中の骨子と同じものがここに入っております。

次に資料4になります。前回の検討会とその後委員の方々から出されました意見をまとめさせていただいたものです。表の右に対応と書いておりますが、各委員のほうから出されました意見に対して、事務局としての対応の案を述べております。この中で上のほうに検討会で要検討というふうに記載をしておりますが、これはもう少し検討会でご議論をいただいて方向性を出していただきたいというふうな趣旨で書いております。そのままこの意見を受けて案を修正するっていうのが本当にいいのかどうか、それからなかなかおっしゃっていただいていることが、どういう表現をしたらいいのかっていったところが事務局のほうでも図りかねているところもございますので、これからの議論の中でももう少し議論を進めていただければというふうな思いから検討会で要検討というふうに記載をさせていただいております。そのほかには意見を踏まえて修正をしたもの、あるいはご提案はいただきましたけど理由があって修正をしていないもの、それから事務局のほうで検討に時間を要しておりますが今現在検討中であるもの、そういったものを対応で記載をさせていただいております。具体の説明については後ほど骨子案文を説明をさせていただく際にそれぞれの個所で併せてご説明をさせていただきます。

次に資料の5になります。条例の性格等については前回の検討会で協議をいただいたものと同じ資料を付けております。本日から具体的に骨子の中身を検討していくこととなりますので、再度確認をさせていただき意味から資料として付けたものです。その裏の骨子案での言葉の使い方について、語尾という表がありますが、その表のアンダーラインを引いている部分、この努力義務については県民それから事業者の方の場合に、より適切に表現をするために二つに区分をさせていただいております。一つが努力を強く求める場合には努めなければいけませんというふうにしています。努力していくことを原則や方針とする場合については努めるものとしますとさせていただいております。努めるものとしますというふうな語尾については骨子の中でも幾つかの個所で出てまいります。その使い方が適切かどうかについてもその際ご検討いただきたいというふうに思います。資料の説明は以上です。

続きまして本日の会の進め方についてご説明をさせていただきます。再度、資料1をご覧ください。第1章の総則の部分につきましては、前回の検討会でもご議論をいただいておりますので、本日は各論の部分に当たります第2章から章ごとにご協議をお願いしたいと考えております。本日、第9章までの資料を準備させていただいておりますが時間の都合ですべて検討するっていうのは難しいかもしれませんので、できるところまでをご協議をいただいて、会の終わりの30分ほどで第1章の総則の

部分に戻っていただき、前回の検討会での意見なども踏まえて議論を深めていただければというふうに思っております。事務局からの説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明ございましたように、今日は第2章から順に章ごとに具体的に資料2に基づきまして検討して、最後の30分で最初に戻って全体の総則の部分をもう一度考えるということでどうかというようなご提案ございましたけれど、そういうことで進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは骨子の体系について前回のものから項目の追加があったもの、あるいは修正があるものがあります。この内容については最後に時間を取って検討することにいたしまして、第2章からの各論について検討していきたいと思っております。

第2章の揺れによる被害を防ぐから検討してまいりますけれども、検討会としては5月末までには骨子案をまとめる必要がありますので、どういう点に気を付けて議論する必要があるかってことをもう一度確認をしておきたいと思っております。資料5をお開きください。そこにまとめた条例の性格等についてという資料が入っておりますが、各条例に盛り込む項目といたしましては四つの視点から考える必要があるのではないかとということで、一つ目が県民の皆さまの生命にかかわること、二つ目が県と県民、事業者との役割分担や連携に関すること、三つ目が県民の皆さまそれから事業者等にとっての必要性や仕組みについて理解を今度は求めるもの、四つ目が県民の皆さま事業者に守っていただきたいこと、この四つを意識しながら事務局がたたき台として作成していただいて骨子案がほんとに必要であるのかあるいは抜けている項目がないかということを議論していく必要がございます。

次に条例の項目の内容については具体的に検討する際の留意点が必要ですけど、それはどういうことかということ、条例化することによっての効果をどのように考えるのか、それから条例化することによって住民生活や事業活動に与える影響はどのようになるのか、また条例で定めた場合に生じる問題点がないのかどうか、さらに自助、共助、公助というふうに役割分担をしておりますが、これが具体的に明確、つまり自分が何をどのようにやるかということが明確になっているのかどうかといったことを意識して検討していく必要があるように思います。またこのことに関連して資料4をご覧くださいということでございますが、資料4骨子案に対する検討委員会の意見のまとめでございますが、各委員からご意見をいただいた中で、1では条例が強制力を持つために罰則を設けてはどうかという意見があります。一方、2では何々しなければならぬというふうに書く場合は具体的にいつまでにどのような方法でという具体的な規定というのが必要ではないかという意見がございます。このことについても、個別に内容を検討する中で具体的なものを挙げながら考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。この条例では繰り返しになりますけど、特に自助と共助と公助というそれぞれの役割の分担を明確にするということが一番重要なポイントになりますので、それぞれの役割が適切かどうかということ、それから県民の方がこの条例を読んだときにその役割が理解できて、さらに自分たちがじゃあやってみようというふうに具体的に思えるかどうかということですね。それを留意点として挙げておきたいと思っております。これから、骨子案を検討し検討会としての意見をまとめてまいりたいと思っております。

まず資料1、第2章の揺れによる被害を防ぐということで五つの項目で骨子の案が作成されておりますので、まず事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

それでは資料2の第2章になりますが「揺れによる被害を防ぐ」の章をご説明させていただきます。1ページ目の中段に課題というところですが、時間の都合上すべてを読み上げるというのが難しいですので、要点だけご説明をさせていただきます。課題のところでは次の南海地震による建物被害が人的被害が1,807人の死者、9,343人の負傷者が発生をするという高知県が行った被害想定が出されております。やはりこういった被害、特に建物の倒壊に伴って発生する被害を少なくしていくためには耐震化が必要だということになるかと思っておりますが、この課題にも挙げているように木造住宅

に住んでいる方で専門家による耐震診断を受けたことがある方はというふうな県民意識調査の中でも高知県においてはわずか 4.7%、92.9%の方が耐震診断すら受けたことがないというふうに答えております。このため建物の耐震化の向上というのが非常に重要になってまいります。骨子の案のほうを見ていただきたいんですが、耐震性の向上を図るということで既存の建築物、この既存の建築物という定義がこのカッコ書きで書いてありますが、昭和 56 年の 5 月 31 日以前の耐震基準によって建築された建築物というふうに定義をしておりますが、この既存建築物の所有者については耐震化、耐震化というのは耐震改修だとかあるいは建て替えを行って現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保するといった意味ですが、耐震化を行うよう努めなければならないということを規定しております。一方、当然県のほうも県が所有する建物がありますので、既存建築物の耐震診断を行ってその結果に応じて耐震化を行うという努めを書いております。また計画的に耐震化を推進するために耐震化の優先順位などを定めた計画を策定するというのと、それから耐震診断の結果についても県民の方に公表をするということを規定しております。また県以外の建物なんですが、応急救助活動の拠点とか避難場所として使われるなど、地震発生時に重要な役割を担う建築物がございますので、そういった建築物を所有あるいは管理される方に対して県としては耐震診断を実施し、それから診断結果を県同様に公表していただきたい、それから計画的な耐震化の促進、そういったことを求めていくということで規定をしています。県としては既存建築物の耐震化が進むよう市町村、国、建設業界団体などと連携をして、まず耐震化の実態を把握するという、そして耐震化の必要性などについて普及啓発、相談体制の整備などの支援に努めるといったことを規定しております。

続きましてナンバー 2 の をご説明させていただきます。課題のところですが、けがの原因ということで家具などの転倒、落下、ガラスといった阪神・淡路大震災の例を書いてありますが、建物の中でのけがの原因の大半が家具の転倒あるいはガラスによるものだというふうになっています。このためこうした室内において転倒や落下、飛散するものの安全対策をしっかりとっておく必要があるということで骨子案を作成しております。室内における転倒等危険物の安全性の向上ということで、県民や事業者とはということで、これは事前の対策ということになるかと思いますが、家具、電気製品などの転倒や落下する危険があるものあるいは窓ガラスなど飛散する危険があるものについて、あらかじめ配置の見直しや転倒等の防止などの対策を行うよう努めなければならないと規定をしています。

次にこれは地震が発生したときに取るべき行動というふうなことになるかと思いますが、県民は地震が発生したときには落下物から頭を守るなど自らも身を守るために必要な行動をとらなければならないということ。事業者としては来訪者とかあるいは施設利用者、店員などの安全を確保するために必要な行動を取らなければならないといったことを規定しております。県としては屋内において転倒等危険物の安全性が向上されるように実態を把握するというのと、市町村、国とかそういったところと連携をして安全対策が進められることの必要性についての啓発と安全対策の推進、こういったものに努めていくということを規定しております。

次にナンバー 2 の のほうをご覧ください。課題のところでも書いてありますが、宮城県沖の地震、あるいは福岡県西方沖地震においてはブロック塀の倒壊とかあるいはガラスなどによってけが人あるいは死者が発生をしております。この対策についてはブロック塀とか自動販売機、こういったものの大部分が個人の所有または個人の所有敷地内に設置をされているということで、現状においてはあまり対策が進んでいないという状況です。このため、こうした屋外で転倒したり落下したりするものについての安全対策を進めていくということが必要になってまいります。骨子としましては屋外における危険物などの安全性の向上ということで、地震発生時にブロック塀、自動販売機などの転倒の危険があるものとかあるいは窓ガラス、外装材など落下の危険があるもの、こういったものの所有者や管理者はあらかじめ安全性を点検し、必要に応じて改修などを行うよう努めなければならないということ。次にこれは地震発生時の県民の方の取るべき行動ということになるかと思いますが、県民の方については日ごろから地域の危険性の把握を努めるということと、地震が発生したときにはこういった危険工作物などから直ちに離れ、または近づかないようにしなければならないといったことを規定しています。県としてはこうした屋外における安全性の向上が図られるように市町村や国などと連携をして屋外における工作物などの安全対策に関する実態を把握するというのと、その必要性につい

での啓発と対策の推進に努めるといったことを盛り込んでおります。

次にナンバー2の4をお開きください。課題のところに書いてありますが、本震、地震の最初の揺れ、本震の発生後、余震については一定期間にわたって発生をするということがいわれております。この本震で被害を受けた住宅についてさらに余震で被害を受ける。そのことによって倒壊をし、さらに被害を大きくするといった場合もあります。このため余震による建物倒壊で被害を受けないよう対策を行うといったことが必要になってきます。骨子の案では被災建築物および宅地の応急危険度判定の実施ということで書いてありますが、県のほうでは地震により被害を受けた建築物や宅地が余震によって倒壊することなどにより発生する二次災害を防ぐということから、地震が発生したときは市町村が行う被災建築物などの応急危険度判定に協力をするというのと、自らもこの判定を行うといったことを規定しています。

あと次に地震発生前の予防対策に当たるんですが、県は応急危険度判定がより円滑に行われるようということで、応急危険度判定を行うことをできる者の要請、そして応急危険度判定の制度の周知や実施対策の整備、こういったものに努めるといったことを規定しています。被災建築物などの所有者および管理者については、地震が発生したときにはこの市町村あるいは県などが行う応急危険度判定に協力をするという、そして判定結果に応じて入居者や利用者の避難、それから当該建築物などの応急補強などを行うよう努めなければならないということを規定しております。

次にナンバー2の5のほうをご覧くださいと思います。課題のところでは昭和21年の南海地震によって高知市では、ということで国分川の堤防が崩れたというふうなことも書いてあります。地震の揺れで公共土木施設などに破損や崩壊などが起きれば県民の避難ということにも支障が出ますし、防災機関の応急対策にも支障が出るということが想定をされます。このため公共土木施設などの震災予防対策っていうことを行っていく必要があります。骨子の案としては、これは地震発生前の対策ということになるかと思います。県は自らの管理する道路、橋梁、河川、港湾などの施設について地震の揺れによる人的な被害の軽減や緊急的な応急対策の実施、実現するための機能を確保するためっていうことであらかじめ必要に応じて点検をし、改修などを行うよう努めるといったことを書いております。第2章の揺れによる被害を防ぐについては説明は以上です。

(岡村会長)

はい、かいつまんで説明していただきましたけど、皆さまからご意見いろいろいただきたいと思えます。重要度に関してもいろいろ、それぞれの項目でウエートが違うんだと思うんですが。

(青木副会長)

趣旨の箇所について、前回の発言を受けていただいて変えてくれたんだと思います。「揺れから身を守る」ということを揺れによる被害というカテゴリーにして発生要因というか、揺れという事象を原因として、守るべき対象を「身を守る」というので何となく分かりにくいという指摘がありました。それで「揺れによる被害を防ぐ」に変えた経過を少し紹介してほしい。それは事象別で揺れと大津波、火災というところで主として命を守るというか、まずは生きるということ、生き延びるということを出発にした大きいところからやったという要素と、事象別でまずは地震だから揺れから大津波と、高知の場合だったら大津波と、あと火災というふうに来た要素とかあると思います。身を守るという言葉が章のタイトルにきまずと何をメインにしているかということという、被害を防ぐということになると弱くなってしまふような気もするし、ということで身を守るというもののあいまいさというか、ちょっと漠然としているという意見を私も言いました。そういう関係でこのところを少し変えた経緯と思いをちょっと説明してください。

(事務局)

先ほど青木委員のほうからもご指摘がございましたが、これまでの検討会の中でこの揺れから身を守るという部分についてはどうもしっかりこないというふうなご意見もあっております。ちょっと事務局で考えたのはそういったご意見も踏まえて、この章については地震の揺れから直接身を守るって

いう行動するというよりも、やはりその建物の倒壊などを防ぐことで身を守るということにこの章はなりますので、そういった意味からは建物の倒壊を防ぐという意味で、揺れによる被害を防ぐという表現にさせていただいているところです。揺れから身を守るという表現のほうが、全体を通したときにはいいんじゃないのかなという思いでタイトルを付けていたところですが、そこは適切に表現をしたほうがいいんじゃないかとかのご意見も踏まえ、こういうふうに修正をさせていただきましたが、これでもまだちょっとしっくりこないということであれば、ご議論をいただければと思います。

(岡村会長)

要するに地震が発生してからでは遅いという、その揺れに対していえばそれまでにやっておくことがほとんどすべてなんですよね。言葉としてはやっぱり弱いんで、命というのを加えたらどうかというよう意見も前回委員からも出ていたと思います。

(青木副会長)

今も発言した中で言ったんですが、揺れから身を守るというのは主語というか主体、その発生事象とその問題とがあまりしっくりいかないという問題なんです。今も言いましたように被害となるとちょっとぼけすぎかなあという、弱いかなあということで、これは長くしちやいけないものなんですか。前のを生かして揺れから命を守り、何々というふうにはしてはいけません。要するに一番地震の災害のメインのところは揺れからということにきているのだからそこは生かしたいんだけど、被害がこう何か薄められたような感じがします。後になって命が出てくるっていうのがちょっとこの条例の一番のメインの目的ということがちょっと弱くなるかなあという点です。文章技術的な問題なのか条例の性格につながるのかとあると思って発言しました。

(岡村会長)

なぜ耐震のパーセンテージが高知県において上がらないのかという、4.7%しかやってないと。93%の方が、耐震診断を受けたことがないと答えているわけです。これは大きな被害が想定される三重、和歌山、徳島、高知では最低なんですよね。その半分くらいです。だからやはり自分の身に何が起るかっていうことがやっぱり分かってないところからスタートすると、どうなんでしょう。身を守る、命を守るということについて、もう少し強いほうがいいんじゃないかという意見がある。やっぱりここにもフィードバックしてくるんじゃないかと思います。どうもはっきりしたデータを持っているわけじゃございませんが、高知市の調査ではどうも耐震診断も頭打ちで、いっぱい予算あるのに、いっぱいでもないですけど。そこそこ予算取っているのに、それが年内に消化できないというような状況がもう各地で生まれてきていて、これはやはり自分の身に何が起るのかっていうことを理解されてないのではないかとということと具体的にやはりイメージが繋がっていないということにも帰結するんじゃないかと思うんですよね。

(土居委員)

昨日も安芸市のほうで防災の訓練がありまして行っていたんですけども、命あってのものだねだよということで、災害からいかにして命を守るかという形の中で先の話もしたんですけど、約6千数百人の方の約80%、要は圧死という形の中で亡くなっているわけですね。ていうことは建物からの落下物から命を守る、建物がつぶれることから命を守るっていう形の中で、やはりその揺れによつての建物がつぶれますよ、よつて死んでいきますよというふうに、もっと前に出したほうが、僕はやはりすべてがこう引っ付いて来ると思うんですけども。だからそういうことから考えると、そのためには要は建築物に対する強化を図らなきゃいけないと。または屋外におけるそうした倒れるものから命を守らなければならないというような部分、やはり命の問題をもう少し前に出して、そして初めて命があってから避難所生活のいろんなボランティアに絡めていく。何かその部分が抜けているみたいで、ボランティアしたくてもやはり命がないと、家がつぶれてしまったらそんなところまでいかないわけです。今岡村先生が言われたように、命というものがやはり前に出てこなければいけないんじゃない

いのかなということも痛切にいつも感じておりますので、そこでもっと強いインパクトの命のものを掲げていただいたらどうかというふうに思っております。

(事務局)

章名の変更、揺れから身を守るでは、揺れ、地震から身を守るという話はおかしいので、ワンクッション何かここへ例示を入れたらということでも事務局はそれを受け止めたんですけど、2章の1から5を見ていきますと、1のところは確かに建物で、第2が家具等で、それから第3が屋外にかかわるもので4も建築物に戻ってくるんですが、5のほうが公共土木施設などに入ってきますので、揺れによって破壊される何々というものが多岐にわたってありましたので、建築物等の倒壊等から命を守るというのも事務局の案で考えていたんですけど、2章の第5などがちょっと建築物だけには範囲が例示を出してその建築物の倒壊等っていうのに出す、その等の中には公共土木施設などが入ってきますので、何か例示を一つ出して、などっていうのを付けた章名ではちょっと2の5辺りが合わなくなるので被害というふうに事務局で取りまとめたらちょっと抽象的になった印象になったということ得たんだと思いますけれども、建築物の倒壊等という例示を出したらということなんでしょうか。

(岡村会長)

2の5ですかね。5は基本的に県と県等のことですね。2の5というのは、共用とか建物部分。多分、今戻ったのは自宅の場合ですよ。それは5番は当然やっていただかなきゃいけないんですけど、県民っていうのはなかなかこの中には入ってこなくて。5には入ってこないですよ。これはもう橋梁の耐震化と、今もう既にやっておられるし、どうですかね。

(土居委員)

震災に強い地域づくりという項ですね。ここの辺りも何か。

(半田委員)

建物の予防というのは最終的には命を守るということにつながるわけですよ。「揺れの被害から命を守る」という表現では駄目なのですか。

(岡村会長)

何か不都合はありますか。そういうイメージを委員の方持っておられるので、そういう質問することによって、県のほうのお示しいたしている言葉が、何か矛盾する、あるいは困ることが生じる、のちのちに生じるということはあるんでしょうか。

(事務局)

いろいろご意見いただきましたので、ちょっと事務局へ持ち帰って検討したいと思います。

(土居委員)

骨子案という形の中で、もうあの阪神・淡路からも10年以上もたっているんですけども、今先生が話されたように、4.7%となぜ進まないのかというようなことを考えたら、いろんなその問題が出ておるんですけども、これをいつまで置いておいても、多分この数字は上がらないと思います。それを回避しなきゃいけないという形の中で思うんですが、所有者に任しておいても、なかなか経済的にも関心の問題からも進まないということで、この間も話をしたんですけども、南海地震の減災対策委員という形の中で、各市町村、このグループといいますか、パトロール隊といいますか、そういう方を任命して、その方が各自の地域を回ることによって指導をしていくというふうなシステムができないだろうか。県は県で当然、その県のメンバーで主管するそれぞれの県の対策、それをするグループ、そうしたものをやはりつくっていかないと、なかなか進まないだろうというふうに感じております。そうしたその指導のできる、耐震化を図ってくださいと直接それぞれの地域の南海地震対策減

災委員とかというような方から直接家庭を訪問されて指導していくような体制をつくらない限り、なかなか難しいんじゃないのかなということを、常々感じております。

(岡村会長)

またここは、防災教育のあり方とか、その自主防災組織のあり方にフィードバックしてくるところでもありますよね。

(事務局)

恐らく建物だけに限らず、いろんな部分、全般的な話になってくると思うんで、多分震災に強い人、地域というところでの、議論になってくるかもしれないです。

(岡村会長)

それから、私のほうからよろしいでしょうか。重要度っていうのは2の1と2とが圧倒的なんですけど。ただ、2の3なんですけど、実はブロック塀についてももちろん挙げてあるので、これはこれでよろしいかと思うんですが、本県の場合は、その宮城県沖地震とか西方沖地震という津波がなかったところの地震を参考にするのでは、イメージがやっぱりまずいんですね。つまり、本県は津波避難という成否が、直接死者の大部分を占めてしまうというような状況がございますんで、このブロック塀が倒壊あるいは半倒壊することによって、避難路を防ぐということは非常に危惧されることなんです。これはなかなか県民にとってもイメージを持ってないんですね。あったこともないし、最近見たこともないわけですから。やはり、地震と津波がすぐ来てしまうというときに、何がその避難を妨げるかというのは、このブロック塀というのは、本県のように漁村型で道が狭いところは特に重要なことで、このブロック塀対策というのは、やはりこれも所有者、管理者っていうこともありますが、県民個人個人の意識をここまで高めていただかないと、なかなか努力義務だけでは難しいかなというふうには思います。やっぱり、本県は津波避難の障害として極めて重大なのがこのブロック塀の倒壊。震度6いかないんですよ、震度5弱、5強でほとんどのものが倒壊します。従って、揺れの初期に倒壊、半倒壊してしまうっていうことです。ほとんどこれで、逃げられないんですよ。それから、不法駐車の問題をどこに扱うかっていうのはまた問題になるんですけど、これも個人の重要な努力義務なんですけど。それをちょっとっておきたかったですね。

それから、2の4で、余震の件で建築物の応急危険度判定をしなければいけないんで、特に南海地震の場合は、阪神・淡路大震災とは比べものにならないくらいけたが大きいんですね。従って、余震の期間も大きさも大きくなります。で、科学的に言われているのは今、マグニチュードで本震より1小さくなるっていうのは常識です。だから、マグニチュード8.4であればマグニチュード7.4を想定しなければいけません。ですから、7.4、余震でも最大のものの余震は阪神淡路大震災より大きいのですよ。だから、これが非常に大きくて、これがですね、そこに書いてありますけど、書いてあったと思ったんだけどな。書いてないかな。大体、安政のときは3年間ぐらい余震が続いた。で、のべつ幕なし続くわけではないんです。圧倒的に1週間ぐらいでぐっと減ってきまして、1カ月ぐらいでどんどん減って行って、1年ぐらいでかなり減るんですね。だから、非常に初期に余震が多くて、非常に劇的に減ってきますけど、余震自体は3年ぐらい続くということで、ここは非常に重要なので、これも書いていいんじゃないかというふうに思いますけど。大体今の、ちょっと聞きたいんですけど、応急危険度判定が行うことができるものってのは、何人ぐらいいらっしゃるって何人ぐらい必要になるんでしょうか。育てるのにどのぐらいの期間と人員が必要なんですか。

(事務局)

県内では、被災建築物の応急危険度判定士については高知県で現在646人。全国では約10万人の方が登録をされています。当然建築士の方が応急危険度判定をやりますので。県内で、そういう建築士の資格を持っている方に登録をさせていただいてということは必要なんですけど。当然県内だけでは数が足りませんので、県外のほうから来ていただくと。それには全国組織がございますので、その全

国組織を通じて要請をして来ていただくというふうな仕組みができております。で、実際にどれぐらいの人が必要なのかというところは、ちょっと試算をしてないんですが。

(岡村会長)

高知県で640人ぐらいですか。どういうふうに読めばいいのか、よく分からないんですけど。これも、緊急に必要なんですね。皆さんが、避難場所に行っていただくのが理想なんですけど、避難場所がいっぱいであるとかっていうことを考えると、やはりどうしても多少壊れていても、自宅に潜り込む人が必ず出てくるわけで、まあプライバシーの問題とかありますので、そうしたときになかなか、強制力を持ってくることなんで、赤色の紙を張るのか、黄色の紙を張るのかって、いろいろ問題があります。赤紙というのは、もう入ってはいけないという、ある意味では強制、警察の権力で阻止する、入ることを阻止できるというような意味。黄色だと、監視の下にある一定期間だけ入ってもいいというようなことですね。着替えを取りに帰ってもいいっていうそういうレベルなんですけど。本当に、判定調査への県民の協力っていうのはもう不可欠というか、これはもうやらなきゃいけないことですね。

(土居委員)

今先生が話された後の部分ではなくて、私の家は56年前の建物なんですけども、かみさんがこの間、耐震の検査をしませんかって来たよって言うんですね。で、何か分からなかったから、うちはいいですと断ったそうなんですけども。結局、どこまで信用して、家を建て替えなきゃいけないよというんですね、非常に最近いろんな業者さんがおられるっていうような形の中で、本当にその南海地震の揺れで家が倒れますから、公的な部分での審査といいますか、こういう部分のグループが、その各市町村にいるのかなという。それがいないがゆえに県外から、または別のところから来て診断をして、そして相当莫大な工事をしてというふうなところが警戒をされるという部分があるんじゃないのかなということをおもうんです。そうなってくると、やはりそこで最初に話したように、その耐震検査をします公的なグループっていいですか、要はお墨付きを与えて、そしてそこから正式にその耐えられません、耐震対策をしてくださいという指導が出るものが、やはり本当に待っていると思うんですね。だけでもやはり、現場は何か分からん業者さんがいるというふうな部分で、これはマスコミにも載ってありましたけども、そういう意味で警戒をするというようなところも相当あるんじゃないのかなと。だから受けないというようなことも考えておかなきゃいけない部分で、そこを条例の中で、各市町村に耐震性に対するチェックを入れていきますよというふうな、公的な部分のグループを認定しておく。で、それが年間大体予定通りに、各市町村を回っていくというふうな形を取らない限り、なかなか本当の耐震をしてくれる業者さんがどうかということが分からないという部分は見えておりますので、そのところをやはり条例化していかなくちゃいけないんじゃないのかなというように感じますけど。

(岡村会長)

もちろん、現在でも多分市町村の住宅課的な部分のところ、そういう受け付け、窓口やっておられるわけなんですけども。それと、周知徹底がまず不十分であるということが一つと、そこに問い合わせる前にいろんな業者さんが来られて、そちらでも混乱されてしまうということがありますよね。だから、そこら付近のその周知徹底と、その実際の民間業者さんがどんどん動いているというところの、ミスフィッティングみたいなことが起こっていて、混乱があるからこそ、新たに何かきちっとやりたいという意識がそがれてしまうというような現状があるように感じてはいるんですけども。

(事務局)

耐震診断の制度について、危機管理課の所管ではないので詳しくはないんですが、実際に県のほうが制度として持っています耐震診断制度、自己負担3,000円で耐震診断をやっていただくというふうなことで、実際に市町村が申請窓口になっています。その段階でも当然ご相談いただけますし、それからあと、当然適正な診断をしていくということが必要ですので、一定県のほうでそういった研修、

技術的にばらつきがないかっていったところの研修もやっておりますし、研修を受けていただいた方については登録をしているというふうに聞いております。こういった県の制度を使って耐震診断をしていただく部分については、そういった登録をされている診断士の中から診断をしていただくというふうなことになるかと思えます。先ほど、会長のほうからもお話があったように、そういった制度に乗らない中で、例えばその営業に来られてという部分、そこはあるかと思うんですけど、そういった部分は消費者の方として、やはりどういうことを考えておかないといけないのか。相談窓口というのはしっかりとつくっております。建築士事務所協会のほうにも委託をして常駐の人もおりますし、そういう PR 不足かもしれないですけど、相談体制っていうのは一定設けておりますので、そこにご相談いただければということで、県のほうも対応しているところです。

(岡村会長)

そうですね。そうすると、なぜ耐震診断がこんなにやっていただけないのかって問題のところに戻ってきてしまって、そうするとやっぱり防災対策、具体的に南海地震では何がどう起ころうとしているのか、自分の家にとって何が問題なのかということ、やっぱり理解していただくことが、それがなくて震災対策ってのはやっぱり出てこないですよ。だから、そこにまた返ってくるんですけど。また、後ほどの議論になるかと思うんですが。

2の1と2の4の部分に議論が集中しているように思うんですが、ほかにございませんでしょうか。

(青木副会長)

診断の体制についての条例化するときのところの2の2のシートです。このシートの骨子案の中に出てくる県民のところ「県民は地震が発生したとき、落下物から頭を守るうんぬんで、必要な行動を取らなければなりません」とあります。これは条文を想定して書いたものだとすると、ちょっと不適切だなと思っています。というのは、これは当たり前の目的規定なので、当然なことなんで、ここで書くのは、県民がその落下物から頭を守って、自分の身を守るための手段を書いた規定をしなければ意味がないということで、危険の発生を予測しとか、備えなければならぬとか、何かの形でこれ自身は目的そのものですので、手段を入れた規定を書くことが必要です。それが幾つか後のところにも出てきます。目的の規定をここに入れるのではなくて、防ぐための方法、手法を書く条文になるはず。それと、戻ってシート2-1のところ。これは質問なんですけど、これ主体を所有者というだけで全部いくんですかという意味です。所有者がっていう主体、これを主語としているんですけど、所有者でカバーできるんだろうか。で、具体的にいうと、管理者とか占有者だとか、個人の場合、事業体、事業主の場合だとかっていうことで、それはどっかで所有者っていうので、全部この条例ではくくりますというふうにするのかどうかということですか。ちょっと引っ掛かります。

気の付いたところをちょっと言わせてもらおうと、2の3のペーパーのところ、県民のほうですけど、県民は地震発生時について、地域の危険性が初めて出て、地域の危険箇所などの把握を努めとか、把握に努めなければと言っています。地域の危険性の把握っていうのは、条例の条文にするときには、いい言葉ではないんじゃないと思います。さっき2の4のところですけど、多分直されると思うんですが、応急危険度判定の制度の周知や実施体制の整備に努めますと言っていますが実施体制というのはこれじゃ見えないので、何々を実施し、実施の率というか効果や実施の、実施を推進しますとか、実施の何々を上げますとかいう形で具体的に書かないと、実施体制ではまずいだろうなという思いがあります。これは全体にあと、読んでくときにも、条文にそのままなのか、それともそれを条文にするときはもう少し具体的なものにしていくのか。やっぱり条例が使い勝手がよくて、住民から分かって、住民がこれだけ読んだらかなりまでは分かるというものにしていくためには、できるだけ可能な限り具体的なもの、ややこしいかもしれんけど、使っていくほうがいいたろーと思います。それらは、これがほぼ条文になるっていうことを仮定して、そういう発言をしました。

(岡村会長)

ほかにございませんでしょうか。次にいってよろしゅうございますか。

次に、ナンバー3の1から、長いんですが、6までございます。まずご説明お願いします。

(事務局)

ナンバー3の1からご説明をさせていただきます。第3章の大津波から逃げるという章になります。課題のところに書いてありますが、高知県の被害想定では、地震による死者のうち約7割が津波によるというふうに想定をしています。津波から避難意識を高めるということで、死者を2分の1に減らすことができるというふうに国の中央防災会議でも出されております。津波避難の原則というのは、強い揺れが収まったらすぐに逃げるということなんですが、4県で行った意識調査でも、やはり高知県におけるその津波の避難意識というのは決して高くないという結果が出ております。あるいは、津波は引き潮から始まるといった誤解もあるというふうな結果も出ております。

このため津波による被害を、津波からの被害を減らすためには、やはり迅速に避難をするということが何よりも大切だということで、骨子案をつくっております。津波からの避難ということで、津波の浸水が予想される区域に、居住や滞在するものなどは、強い地震、ここは震度4程度以上というふうに規定をしているんですが、ここもそれでいいのかどうなのかというところを、ちょっと議論をしていかなければいけないとも思うんですが、揺れを感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、ここは過去の南海地震、慶長の南海地震だと思んですが、揺れは大きくなかったですけど、大きな津波が発生しているというふうなこともありますので、次の南海地震が大きな揺れを伴うのか、逆に揺れが弱くても長い時間ゆっくりとした揺れで津波を伴うということもあるかと思っておりますので、こういうふうに表現をしています。こうしたときは津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台など津波の浸水の恐れがない場所に避難をするってということで、ここで原則自動車を使わずにということで、原則的に書いております。

この場合において、津波浸水予想区域の居住者などは、津波警報や注意報が解除されるまで津波からの避難を継続しなければいけないということ。また、津波浸水予想区域外にいたものについては、この注意報、警報が解除されるまではその区域には立ち入ってはいけないということ。また、津波浸水区域に居住するもの、あるいは通学するものについては、あらかじめ避難場所とか避難路、避難方法などについて確認するよう努めることを書いております。それから、そのとき地域に常時いない方、例えば観光客とか、あるいは車で通過をしている方などもいらっしゃると思っておりますので、こういった方も含めて、何人もということで書いてありますが、何人も海岸付近、または河口付近にいるときには、津波からの避難意識を持つようにしなければならないということを規定しております。

次に、ナンバー3の1になります。課題のところで書いてありますが、住民の円滑な避難には、ここに書いてありますが、必要な情報、津波浸水区域の確認であるとか、津波到達時間、避難対象区域であるとか、もろもろそういったものが盛り込まれた津波避難計画が、その地域で自主防災組織を中心として、作成されるということは必要になります。高知県においてはこの津波避難計画を平成20年度末までに、すべての沿岸市町村において作成するという目標を掲げているところなんですが、現実には、現段階では作成率は12.3%ということにとどまっています。このため、避難をするためのこの計画づくりが急がれているところです。

骨子の案としましては、津波避難計画の作成ということで、津波浸水予想区域の自主防災組織、自主防災組織の定義をご確認いただきたいんですが、資料3の第2の定義のところで、(3)に自主防災組織の定義を規定しております。資料3の第1章の第2、定義の(3)になりますが、自主防災組織の定義としては、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に結成された組織というふうに定義をしております。この自主防災組織について、また資料ナンバー3の1に戻っていただきたいんですが、地域の避難場所、避難路、避難方法、津波浸水予想区域の範囲など、津波からの円滑な避難に必要な情報を記載した計画、地域の津波避難計画というふうに言いますが、それを市町村と協力して作成しなければいけないと規定しています。で、この事業者とか居住者といったものについては、地域の津波避難計画の策定に参画をするよう努めなければならないということ。県としては、こうした地域の津波避難計画の策定が進むよう市町村と連携して、必要な情報の提供などの支援に努めるということを規定させていただいております。

続きまして、1枚めくっていただいて裏側になりますが、ナンバー3の です。課題のところを書いてありますが、先ほど津波避難計画のご説明をさせていただきましたが、この地域で策定をする津波避難計画に基づいて、地域では毎年津波避難計画を実施することが求められています。また、東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、これに基づいて対策計画の作成を義務付けられた事業者では、少なくとも年1回以上津波避難訓練を実施することが必要になってきます。

骨子案としては、津波避難訓練の実施ということですが、津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づいて少なくとも年に1回と、いろんな工夫の下に、津波からの避難訓練を行わなければならないということ。また、自主防災組織は津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じて津波避難計画を見直さなければならないということを規定しています。津波浸水予想区域の事業者については、これも少なくとも年1回津波からの避難訓練を行わなければならないということ、そして避難訓練に際しては、地域の自主防災組織と連携に努めなければならないというふうなことを規定しています。

ここで、事業者と定義していますが、委員の方からご意見をいただいております。資料4を見ていただきたいんですが、資料4の12番に、津波避難訓練の実施等ということで、津波避難訓練の実施等の事業者に学校も含むという記載で、学校を入れるようにしてはどうかというふうなご意見が出ております。その右に対応ということで、今の段階では修正してないということで、事業者に学校が含まれるというふうに書いてしまったんですが、厳密に見ていくと、定義の中の事業者というのが単純に学校を含んでいるとは現状ではちょっと読みにくいというところがあります。学校というのは市町村立のものはありますし、県立のものもあるし、それから私立のものもある。いろんな形態がございますので、その中で事業者の定義の中に学校を直ちに含めるというふうには読み取れない部分もありますし、逆に学校をこの事業者に入れてしまうと、ほかのところでの影響が出てくる部分もあるかというふうなこともあります。ご提案のあったように、当然その学校においては、津波浸水区域の学校については、当然こういった避難訓練を行っていくというのは重要だと思いますので、表現の方法、この事業者、それから学校、ここについてはその津波からの避難訓練を行わなければならないというふうなご趣旨でございますので、それについては事務局で今後検討したいというふうに思います。

次に、ナンバー3の になります。課題のところでもいろいろ細かく書いてありますが、県民の方が津波から避難をするためには、何よりも情報というのが必要になってきます。その情報はということで、ここに書いてあります津波の危険性を知らせるための情報と、それから避難場所を知らせるための情報、津波の発生を知らせるための情報。こういったその3種類の情報が必要だということで、県のほうもこういった情報を提供するという取り組みをしているところです。住民の方も、そういったものがあるということを知っていただくということが必要になってきます。

骨子の案としましては、津波避難に関する情報提供ということですが、県は県民事業者などが日ごろから津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村、国などと連携して啓発を行うということと、それから津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めるということ。津波避難に関する次の情報は、それぞれの手段で努めますということで、先ほどお話しした津波の危険を知らせる情報、これは津波浸水区域を示す標識であったりとか、津波の日など、注意を喚起するものであったりといったものがございます。それから、避難場所を知らせる情報というのは、避難場所の標識、あるいはそこに誘導するための標識などになります。それからあと、津波が発生をしたということを知らせるための情報としては、非常用の放送施設であるとか、道路情報表示など、こういった情報をそれぞれの手段、伝達をするということを規定しております。

続きまして、ナンバー3の5になります。課題のところでも色々書いてありますが、地震による大津波から逃げるためには、安全な避難場所や避難路の確保というのが必要で、県民の方もワークショップなどでは最もこの安全な避難場所、避難路の確保という要望が多かったというふうな結果も出ております。また、津波からの避難が特に困難とされる地域においては、その緊急的かつ一時的に避難をするための施設として、本来避難施設として想定をされてない施設、例えば通常のビルであるとか、あるいは駅舎といったところも活用することが必要になってきますので、そういったその逃げるための対策として、緊急避難場所、避難路の確保ということで、骨子のほうをつくっております。

県はということで、市町村と連携して緊急避難場所と避難路を確保するために必要な対策を進めま  
すというふうに規定をしています。で、資料の3の定義を見ていただきたいんですが、資料3の第1  
章の第2の定義の中に、(5)緊急避難場所というのが定義へ書いてあります。緊急避難場所の定義と  
しては、高台(津波浸水の恐れのない高さにし、周辺住民が緊急に避難できる一定の広さのある場所)  
や、津波避難ビル等ということで緊急避難場所の定義をしています。で、津波避難ビル等という定義  
については、今度その上の(4)になりますが、津波から緊急に避難するための施設として、津波の  
浸水が予想される区域内において市町村が指定する堅固な中高層建築物などの人口構造物と。主に昭  
和56年6月1日以降の耐震基準によって建築された建築物、または耐震診断によって耐震安全性が  
確認されている建築物であって、鉄筋や鉄骨、鉄筋コンクリートづくりの3階以上の建築物が指定を  
されるということで、これを津波避難ビル等と併せて緊急避難場所と定義付けしているところです。

ナンバー3の に戻っていただきたいんですが、県民事業者はということで、自主防災組織、市町  
村などからの求めに応じて、自己の所有する土地や建築物が、緊急避難場所や避難路として利用され  
ることに協力するよう努めること、緊急避難場所を利用する際、避難者としては他の避難者と協力を  
して、秩序ある利用に努めなければならないということで書いています。特に、ビルを利用する場合  
については、他の所有者のビルに立ち入るといことになりしますので、一定その協力をする前提とし  
て、秩序ある利用を求めていくということで、ここに記載をしているところです。

この項目に関して、委員の方からご意見が出ています。資料4の13番になります。緊急避難場所  
の秩序ある利用ということで、避難者が緊急避難場所を利用する場合に、避難路も含めてはどうかと  
ご意見が出ています。当然避難路を通して緊急避難場所に行くということで、避難路についても秩序  
ある利用を入れてはどうかというふうなご趣旨だと思います。これについては、現段階では修正をし  
ておりません。先ほどもご説明をさせていただきましたように、ビルについては当然そこに居住をされ  
ている方のスペースに入っていくわけですので、秩序ある利用が必要ですが、避難路については、  
オープンスペースということもありますので、秩序ある利用というのが本当に必要なのかどうか  
ということがございますので、今の段階では修正をせずにそのままに置いているところです。

続きまして、ナンバー3の6をお願いします。課題のところを書いてあります。津波の進入を少な  
くすると。津波のエネルギーというのは非常に大きいので、いろんな開いたところから入って  
くるということで、この進入を少なくするというだけでは、津波の進入個所への堤防の新設とか、既存  
の堤防のかさ上げをすとか、必要な個所への水門、陸こうを配置するといったことが考え得る話な  
んですが、こういったその対策には多額の費用を要するということはもちろん、地震の揺れによって  
期待する機能が発揮されないということも考えられ得るという課題もございませう。津波から逃げるた  
めの時間的な余裕、これがハード対策によってもたらされる可能性を高めるよう、施設の点検、改修  
を進める必要があると。完全に防げるというのは難しい、費用的な問題、あるいはその地震の揺れに  
構造物が耐え得るかっていう問題もありますので。ただ、一定対策すれば、津波から逃げる時間的な  
余裕が生まれるというふうなことから、一定対策を進める必要があるということで骨子案をつくって  
あります。県はということで、津波浸水区域の居住者などが、津波から迅速かつ円滑に避難をできる  
よう支援をするためってということで、津波浸水予想区域において県が管理する施設について、次のこ  
とに努めるということで、堤防、防潮堤、水門などの施設の機能を確保するため必要に応じて点検し、  
可能な個所から改修をする。それから、陸こうや水門の日ごろからの維持管理体制を整備すること。  
例えば開いている門を不必要なところは閉めておくといったことも必要だということで、ここに記載  
をしております。「大津波から逃げる」については以上です。

(岡村会長)

はい、1から6項目までありまして、いろいろ内容も広いんですがご意見いただきたいと思ひます。

最後の6に関しては、第一波目に耐え得ることがもしできれば、次が来るのに少なくとも30分か  
40分あるので、それに対してはかなり時間が稼げるといことですね。それから5に関していえば非  
常に大きな問題は一次避難、取りあえず命を助けるための一次避難と、それから移動して二次避難場  
所へ移っていただくんですが、実際津波で流された方のほとんどというのはもう帰る家がないんで

すね、この時点では。ですから一次避難、二次避難と分けても実際はなかなか難しく、移動しなさいというようなことがなかなか1回入ったところもう無理だというのはもう分かっているので、そのところ少し重大なことなので、いずれにしても避難所、避難場所の整備というのは、非常に重大でかつ緊急なことなんです。

3の4は、ちょっと私気になったんですけど、何かよそから来た人ですね。遠足とか、具体的にあったわけですけど、日本海中部地震とかありまして。県の10年ぐらい前の計画でも、何か観光客、釣り人の救助なんてことが、頭に出てきたりしてびっくりしたことあったんですけど、今はそれはないんですが。この問題は基本的には県民に対する避難の標識の整備とかいうことで、条文で特別にこれを挙げる必要はないんじゃないかという気がするんですよ。なぜかという問題があって、これは例えば東海地震が発生したときに、新幹線の車両が脱線、転覆した場合に1車両当たり1,000人の重傷者が出るといったことを政府が仮定したときに、沿線の地域は自分のとこだけでも大変なのに、その後新幹線の死傷者を1,000人単位で受け入れることなんかできないってものすごい反発があったんですね。それは極端な例といたしましても、似たようなことがあって、観光客等というのは、もうむしろ県民が日ごろから避難の情報提供等の中で伝わればいいんであって、それが来た人にも同じように伝われば。どうでしょうかね。特別に挙げなきゃいけないのかどうかということ。それから情報はいろいろそこに迅速に伝えるとかっていう、それから津波が来るぞっていうような意味が書いてあるんですけど、実際は書いてもいいと思うんですけど、それが出ない。高知県の場合は非常に揺れがひどくて、その段階でいろんなトラブルが発生して、そういう情報がうまく出ないということもやはり考えとかなければいけないので、基本的に一次情報という津波の危険情報というのは揺れと断定してもいいんじゃないでしょうか。これ以前、ちょっと私が言ったことと矛盾するんですけど、確かに慶長地震1605年に関しては、室戸で10メートル超えている津波があるのに、揺れの被害があまり高知では記録されてないというようなことがあったし、それはいろんな研究者の方が言っておられるんですけど、最近土佐史談会の方々とかいろんなことを調査していただきまして、資料は多くはないんですけど、いわゆる当時の施政者側が、高知に関してはかなり情報を出すことを規制してしまっているんですね。そういうことが分かかってきまして、高知でも相当の被害が出ているんですけど、それが表に出なかったと。室戸に関しては、その通達が十分に行き渡らなかったんで、結果的に10メートルの津波だけの記録は寺社に残ってしまったというような結果が出てきてまして、研究の進展だと思うんですけど。そうすると過去のすべての南海地震8回ないし9回は、すべて揺れが強烈であって例外はないと。つまり津波地震ではあり得ないということがはっきりしてきたんじゃないかと思うんですがね。論文になったことはまだないんですけど、ちょっとそこら辺も検討していただければ。1回の慶長地震で、もしかすると津波地震であったかもしれないということで、揺れをわれわれが避難する信号から除く必要はないのではないかとということなんですけども。やはり揺れがすべての情報、津波の来襲の情報であると。揺れが来たらこれはもう津波が来るんだということでもいいじゃないかと思うんですけど、県のほうでもう一度もんでいただきたいというふうに思っております。

3の2になると、20年度末までに100%っていうことは、現実的にはなかなか難しいんですね。ほとんど達成できないということですね。やっぱりここも引っ掛かるんですよ。なぜかっていうことにやっぱりなって、原因の追求というか原因のはっきりしたことを知りたいですね。そうでないと次のステップが踏めませんので。やはりこれも調査研究が必要だなというふうに思います。

(青木副会長)

3の3のところ自主防災が出てくるんですけど、条例の体裁からいくと大津波から逃げるというところで、目標は津波が来るところでは100%自主防つくってほしいという希望は分かるんですけど、現実にはならないということからすると、主体がだから大津波から逃げるっていうときの避難は自主防災組織はっていうだけになっているんだけど、これには選択肢がないんですか。町内会とかいろいろ、自主防災組織がないところは逆にいうと大津波から逃げるという手段、広報システムを持たないということになってしまいませんか。

(岡村会長)

これについては、個人個人の判断でというのもあるべきじゃないですか。

(青木副会長)

3の4の用語ですけど、行政の用法でいうと情報提供等になっているけど、一般的には情報提供っていうのはちょっと狭い意味で使われていて、もっと広くは広報という形を使うんじゃないかなって思っています。そういう意味からいうと、提供を欲しいと言った人に情報を提供するというのが一般的でしょう。日常的には標識だとか道路情報だとかっていうのは、情報提供よりは津波、避難に関する広報および情報提供となったほうが自然じゃないかなと思います。

あと、3の5のところでは条例のスタイルの問題ですけど、この検討会でも何度も出てきていたことを含めて、もうちょっと踏み込んだほうがいいんじゃないかなと思います。マンションだとか定義のところに出てきているんですけども、ここでもう少し避難場所の確保ということについては、もうちょっと書き込んでもいいんじゃないかなと思います。マンションだとか堅固な高層建築物だとかはいろいろあると思うんですが、そういうところの場合の特定し具体的には緊急避難場所の中に定義では入っているんだけど、例えば緊急避難マンションの場合には空き部屋とトイレも含めて利用できるような協力協定を結ぶことなどの例示は書かないでしょうか。高知市内だとか考えたときには、緊急避難場所の確保というふうに一般的には言えるんだけど、それを確認できて明らかになっているところは、今回の条例ではできるだけ可能はものは具体的に例示して書いてあげてったほうが使いやすいと思います。確かに原則はこれでいいけども、もうちょっと各論まで、具体策まで踏み込んだことを書き込んでもいいのではないかな。だから先ほど言ったように、専門家ではないのですが、いろんな知恵が出てきていて、工夫ができているところのアイデアはいろいろと条例自身が情報提供とか情報を流してあげてもいいんじゃないかなと思っています。

高知市なんか考えるとやっぱり実際のところをいえば、トイレの確保は相当しんどいんじゃないですか。1日か2日、逃れてる間の問題もあって、公共的なトイレはかなり厳しいと思うので、その辺でいえば揺れて下水が使えなくなるということもあるでしょう、水道も駄目になったりということあるんでしょうけど、可能なところは避難場所の、具体的に言えば避難場所での生活も、食べるものだとかスーパーだとかのところも、こういう例示をしてもいいんじゃないかな。

あとは3の6のところ、維持管理体制の整備とあります。維持管理体制というのは、維持管理のための点検だと思うんです。体制じゃないんじゃないかなという感じを持っています。多分、日ごろ陸こう、水門の維持点検を定期的に行うことだとか、整備するということじゃないのかなということじゃないかなと思います。

(西坂委員)

資料4の13の意見は、私が事前に出した意見なんですけれど、緊急避難場所の定義がちょっとはつきり分からないままに書いたもので、確かに避難路と努めなければならないという意味でグレードが違うっていうのは分かったんですが、私のイメージでは本当に緊急に逃げ込む場所っていうのは、津波の危険度が高い地域であればあるほど場所的にはすごく少ないのではないかなというイメージがあって、そうするとそこに行き着くまでにやはり秩序ある行動というか、そこに行き着くまでの通路っていうのもそんなにたくさんないのかなというイメージがあって書き込んだということがあります。なので、ほかの条文のところには緊急避難場所と避難路というのがセットのような書き方になっていたの、ここはなぜないんだろうという疑問もあってちょっと書いたんですが、そういう意味でもしグレードが違うんだけど、そういう地域も結構多いねということであれば、入れてもどうなのかなという。もしかしたら間違ったイメージかもしれないんですけど、そういう意味で書き込みました。もし、ほかの方、何かそれはということがあれば修正とかまでは意味はしてないんですけど、そういう意味でちょっと発言させていただきました。以上です。

(事務局)

西坂委員からのご意見なんですが、秩序ある利用という部分で、ここも骨子案文をつくる時に中ではいろいろ議論をしています。本当にこの項目が要るのかどうなのかという部分。例えば県民の方からのご意見としては、こういった緊急避難場所というのは、例えばビルであればそこが常時人がいないビルに逃げ込む場合には鍵の問題とかいろんな問題が出てくる。その場合にはガラスを割って入っていいよということを条例の中に書き込んでどうかと、それでガラス割った場合にも責任が問われないということを、しっかりと条例の中に書き込めないかというふうなご意見なんかも県民の方からいただいているところなんです。ただ、一方でそうすることを書くことによって逆に所有者の方が協力をしていただけないといったことも考え得る話だと思います。そこがちょっと条例の中に書き込むのは難しいのかなと。実際にこういった緊急避難場所、主にはビルを利用するということになるのかと思うんですが、その場合には所有者の方と市町村のほうになって、県というよりは市町村になってくるんですが、市町村と所有者の方が協定を結ぶというふうなことになります。もし利用される方が壊した場合には、その補償をどうするのかということが協定の中で結んでいくということになるのかと思います。壊していいよという部分をこの条例の中で書くということがどうなのかというところが一つのポイントになってくるでしょうし、逆に秩序ある利用ということになると、全く壊すという話には、逆の話になってくるのかなというところもあって、この内容を入れるべきなのかどうなのかというふうなところが、事務局が作る中でもちょっと悩みながらつくったところではございます。

あと、青木委員からもいろいろご意見をいただいているところなんですが、例えばナンバー3の津波避難に関する情報提供ということで、ご意見をいただいたんですが、確かに言われるように情報提供というよりは、広報ということで広く受けたほうがいいよというふうなご意見だったと思います。それはちょっと持ち帰って検討をしたいというふうに思います。それからあと、ナンバー3の津波避難訓練の話なんですが、ここはあくまでも大津波から逃げるために事前に訓練をしておきましょうというふうな項目です。当然、各個人個人では津波の発生に備えているんな、避難路を確認するということが必要になると思うんですが、自主防災組織の役割としては津波避難計画をつくる。これは地域の住民の参画の下に津波避難計画をつくる。で、つくるだけでは意味がないので、つくった津波避難計画に基づいて年に1回は訓練をする。ここに書いているのも季節とか時間帯とかいろんなことを想定して訓練をしていく必要があると。当然、訓練をした後、反省すべきことがあれば、その結果を踏まえて津波避難計画を見直していくというふうなことで、県民が集まって訓練をするというケースがないかと言われると、そういったケースもあるのかもしれないですけど、そういった部分は多分、自主防災組織として活動されているということになるのかなというふうに思いますので、ここでは自主防災組織が津波避難訓練をするというふうなことで規定をしているところなんです。

(土居委員)

避難場所それから避難路、こういうものに関しては、別に必要ないと思うんですよ。結局知らないからそんなことというだけのことであって、言ったらどこでもいいんですよ。自分の体を守れる場所があれば、それはそこがもう避難場所ですので、まず一次は自己保全ということからすれば、津波から逃れる高さがあれば、そこが木の上でも避難場所なんですよ。スマトラ沖でもそうですけども、木の上に乗ってそこで避難しているわけですよ。そういうことが分かってないからどうしてもそこへ行かないといけなと思ってしまうんですね。行く途中にやられてしまうというようなことが出てくるわけですので、この避難場所というのはあまり書かないほうがいいんじゃないかと。とにかく高いところに逃げるといふ、そういうことでどこを通っても自己保全ということが分かっておれば危険な場所は通れないだろうし、一番近いところへとにかく入っていくというようなことをやはりもっと知ってほしいなというようなことを感じていつもおります。

(青木副会長)

そういうふうになったときそうするとなくしていいということと、例えば特定の指定避難場所を用意するというのと、緊急で木が高いところだとか高台で山に指定はされてないけど裏の山に逃げるとかありますよね。そういうのは区別することは可能なんじゃないかな。

(土居委員)

第一避難として、まず自己保全で津波から命を守るための高いところとにかく入ると。一番近いところですね。そうしたことをまず考えて、第二避難として引いてから、落ち着いてから避難所に入る。ということは津波の場合でもほとんど家はありませんので、どうしてもそこで長期生活がしなきゃいけない。そうしたときに普通、大体高知県の場合も他県もそうですけども、大体校区で避難所というのは決められておりますので、その避難所に入ったときに、だからこの間も学校へ行きまして話しましたが、ここに緊急用の水や食料をどれだけ置いてありますかと聞いたら、無いというのが現状でして、じゃあどうしますかって、こういうことでつまってしまったわけですけども、それが今現実なんですね。だから結局、まずは私のほうの専門は命の確保ですから、とにかく高いところへどこでもいいからとにかく逃げなさいと。その逃げること一言でいいんじゃないのかな。

それから第一避難でまず確保してから、第二避難として近くの指定されたところに行く。また津波の状況によって、指定された所に行けない場合もあるんですね。ということはまず、自分たちで安全な場所を確保したならば、そこで次にSOS、行政に対してアピールしなきゃいけない。そうしないと救援物資が届かないんですよ。行政は指定された避難所にまず物資を送りますので。そうすると指定されていない避難所は置き去りにされるんですね。そういうことがないようにするために、私たち逃げた者がこちらのほうで緊急の避難所をつくっておりますというようなことをアピールしていかなければいけないわけですし、そうしたその一つの手順が、やはり分かっていかないと遅れてしまうというんですね。こういうことを書いた方がいいのではという感じがしますけどね。

(事務局)

土居委員のそういう発想も事務局取りまとめにも反映するようにしておりまして、3の1の一番始めにありますところにも「揺れを感じたときは」というのが岡村会長のおっしゃるスタートの時点で、そのときには自らの判断で高台など津波による浸水の恐れのない場所、ここには避難場所という言葉は使っておりません。そういう場所に行くと、車を使わずに避難しなければいけないというふうに反映はしているつもりです。そして津波、避難路、避難場所については住民の6割の方の不安材料でしたので、そのことについては津波避難計画で地域の人の要望と、総合的な計画性を持って整備もしていけないと、避難に適さない避難路ばかりでは避難場所に到達できませんので計画してやっていくことも必要だということで、一応峻別は3の2ということではしています。

それで、青木副会長が、いろんな緊急避難場所の津波避難ビルを例示等を書いたらというふうにおっしゃったんですけども、事務局取りまとめの前提では津波避難ビルの指定をさせていただきますビルは、マンションなどと限らないで、引き受けてくれるビルは皆という意味で書きました。というのは、いろんな方がいらっしゃる場所のすぐそばにいろんな避難ビルとして上げられるビルがあればあるほど命が救われる確率が高くなりますので、逆に例示を書くところ指定するところが狭まるという気がします。またマンションはマンション管理組合という住民全員の合意で組織が運営されていますので、それよりはワンオーナーが所有しているビルのほうが逆に話としては早いかもしれないと思ったので、マンション等などというような例示等は逆に書かずに、事務局取りまとめのほうはそういう前提でつくらせていただきました。

(土居委員)

すいません。ほかの方から出るかなと思ってはいたんですけども、要は健常者ばかりの話でくくっているような感じがするんですけども。やはり災害時要援護者という障害を持った方とかというような部分に対しての文言がもうちょっと欲しいなという感じをするんですけども。一人では逃げられない、そういう方を誰がどういうふうにして避難をさせてあげるのかというようなこともですね、やはりこの中には必要じゃないのかなということを感じているんですけども。津波から逃げる、要援護者の対応というようなことはどこかありましたかね。

(事務局)

第9章の4、5、6のところに書いています。要援護者については、全体にわたることですので非常に難しく、今現段階では9章のほうにまとめさせていただいております。またその担い手である自主防災組織やその他の方の規定の近くに置いております。今のご趣旨としては津波から命を守るという意味で要援護者のことについて、しっかりとこの中へ盛り込む必要があるんじゃないか。第9章の中では、要援護者全般ということで、いろんな場合に共通することで書いております。ただ、一番難しいのは津波の浸水区域、当然津波がすぐ来るとい地域において例えば寝たきりの方がいらっしゃる、それを地域としてどうしていくのかっていうところは非常に難しい問題で、条例の中で本当に扱えるのかどうなのかっていうところも、委員の皆さん方にご協議をいただきたいというふうに思います。要は自己犠牲をして助けなさいよということが言えるのかどうかというところが非常に重要になってくると思いますので、その点でご議論いただければ、それが本当に必要だということであればこの中に反映ということも考えていかなければいけないと思いますけど、その前提をちょっと議論していただきたいと思います。

休憩

(岡村会長)

それでは後半よろしく願いをいたします。1から6まで広範なテーマなんですが、今後項目について何か追加的なことがございましたら、お出し願えたらと思います。3の6までよろしいですか。

3の6はやっていくという建設的な意見にまとまっていると。現実的に止めることはもう開口部がある以上、港がある以上、非現実的であるということは理解していただかないと仕方がないので。小さな開口部を止める止めないというのはそういう問題じゃなくて、港があるということ自体が幾らでも津波が入ってくるんでということですね。開口部の閉鎖は、現実的には、電気系統の問題もありなかなか無理ですので、閉める場合じゃなくて、閉められないということを実践的には考えなければ。

県のほうはハード整備のほうで将来的には計画があるかもしれませんが、門を閉めるというほうに予算ないし施行する方向には無いということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

水門の自動閉鎖については高知港で今現在取り組んでおりますので、そこが終われば後次どうするのかというのは議論が出てくるのかなと思いますけど。具体的な場所は、高知港内の海岸課と河川課が所管するポンプ場に隣接した水門ということで、横浜、竹島、江ノ口、十津等の5箇所です。

それは水門の自動降下や大きい水門、陸こうは、海岸課が所管します陸こうについては行政の施策として平常時は閉めときましようと、必要なとき開けて使うということを制度としてこれから進めています。なかなか理解が得られませんが、甲浦のほうではかなりそういうふうな事前の対策がだいぶ進んでいます。これはだいぶ時間かかるかと思いますが、海岸課の統一見解はそういうふうな方向でこれからやっていくというふうなことはなっています。

(岡村会長)

不法係留者が、また開けっ放しにしたりということが起きます。本当は犯罪なんですけど。そこら辺の取り締まりもやっていただかないと。不法係留の問題は不法駐車と同じ問題が出てきます。

はい。それでは次移ってよろしゅうございましょうか。火災から身を守るということです。

(事務局)

ナンバー4の1のほうをご説明をさせていただきます。課題のほうでは高知県の地震対策基礎調査で次の南海地震の被害、火災による被害のほうが出ていますが、火災によつての人的被害が150人の死者、570人の負傷者、物的被害というのが全壊が2,700棟というふうに想定をしているところです。下のほうにも書いていますが、火災が同時に多発して起こる大規模地震の際には消防関係機関の対応

というのが迅速に行えないということになり、ここは阪神・淡路大震災の状況を見てもしっかりなんです、こうしたために自分自身のみならず、近隣の方の生命、身体および財産を守ることにつながる消火や延焼の防止というのも、自らまたは他の者と助け合って行う必要があるというふうなことで、火災を起こさないと、それから火災が起きれば初期消火、延焼の防止、こういったことをする必要があるので骨子案をつくっております。骨子案では、県民、事業者などは地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときには自らの安全の確保や避難に支障ない限りにおいて次の行動を行うよう努めるということで書いています。次の行動というのは火気の使用停止、ガス栓を閉めること。電流制限器により電流を遮断することということで書いています。火災が発生したときには県民、事業者は自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて消火や延焼の防止に努めなければならないということを規定しています。

課題のところには書いていますが、消防法の中では、各家庭における消火器などの初期消火に必要な用具の設置というのが法の中での義務は定めはなないです。また消防法の中でも、例えば地域における防火訓練について推進をしていくという規定も消防法のほうではないということで、骨子のほうでは火災の備えということで、県民、事業者などは消火器などの初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めるということ。また県は、市町村、消防本部等と連携をして火災の予防や火災から身を守るために必要な知識の啓発に努めるということを書いています。

次に、防災訓練の実施ということで自主防災組織事業者などは消火とか通報とか、こういった防火訓練を行うよう努めなければならない。県民は防火訓練に積極的に参加をし、火災から身を守るためには必要な知識とか消火器など消火用の資機材の使用法、消火技術の習熟、こういったものに努めなければならないということを規定をしています。火災から身を守るについては以上です。

(岡村会長)

はい。火災というのは発生時刻によって、全く違ったあるいは気象条件によって全く違った災害になってくるわけですが、1については個人がやらなければいけないことが下に書いてありますし、2、3に関しては基本的には個人と県民と自主防災組織等の予防事項。火災の予防事項が主に書いてございます。ご意見いただきたいと思いますが。

南海地震のような揺れの場合は、高知県への給電のストップっていう話を聞いたことがあるんですけど、震度5、大体80ガルぐらい、震度5強ぐらいで送電は止められるんじゃないですか。これは確認されておりますか。各変電所があるいは、多分間違いはないと思います。昔の話なんでどうしてもちょっとはつきり覚えていないですが、たしか送電停止、高知への供給を停止します。だからマンションのドアは開かなくなります。だから中に外の人が入るんじゃなくて、中の人を外に出られないんですよ。全部停電です。火災の発生の原因になるからです、一つは。

(土居委員)

それから家庭用のLPガスも落ちますよね。都市ガスはちょっと僕も引いていませんので調べていないんですが、LPは落ちます。

(岡村会長)

はい、ほとんどの場合は監視装置っていうかマイコンメーターが付いていますので。中央の集中管理をしているところでは使えませんですね。停電をするとガスも使えないですね、実際は。だから、地震時の安全ということ、瞬間的な安全を考えればいいほうにはいつているんですけど、その後の復旧とかいろいろが大変なことになってくるわけですね。ですから、4の1の火気の使用停止、ガス栓。これはそうですね。実際使っている人がその前で止めるという。それは当然やられるはずなんですけど、25秒間小さな揺れがありますのでその間に止めればいいことですよ。これをやっていただくという努力義務、当然やっていただく。当然だと思います。それからブレーカーによる電流を遮断することっていうのは個人でもこれはやらなくても南海地震に関しては止まってしまうはずなんですけどね。

(事務局)

今度電気が通電したときにブレーカー落としてないと、通電火災が起こるといふところがありますので。電気が自動で、先ほどの話では震度5で電力が落ちるといふことなんです、やはりブレーカーで電流遮断するといふのが必要だといふことで、電力も多分そういった広報をしていふふう

に記憶をしていふ。

(岡村会長)

災害の後に3日後に通電をされたときに各家庭でブレーカーが落ちてないとスイッチオンのまま通電してしまうので、阪神・淡路ではそこで3日目に火災がまた再発した。多発することになったわけ

です。そのことですね。

(土居委員)

後のちょっと言葉足らずかも知れませんが。通電後の火災の対策としてブレーカーを落とせといふことが分かっていふと、元栓を切っても電力会社の早期立ち上がりの中で通電し始めるから。

(岡村会長)

そうですね。骨子案の中の電流遮断することのところに今言われたよな。ちょっともう一言。なぜかといふところが県民に分かるとありがたいかな。そうすると皆さんやっていただけるかもしれ

ません。そうすると随分広報の漏れがここで防げるので。火災を予防することが可能になるかと思

います。あと、火災に関してはそこに書いてあります消防法の第25条にありますけれども、協力義

務があります。現実的には消火器があっても、やったことがない人は使えないという現実があります

ので日ごろの消火訓練、防災訓練で一度は消火器を使ってみるといふことが非常に大事になると思

うんです。火災報知器の義務化はいつからでしたっけ。もう、スタートしているのかな。今施行期間

中ですね。これが義務化になりますよ。でもあれは停電したらどうなるんですかね。電池式です

か。

(青木副会長)

今朝の新聞広告を読んでいたら電池式を勧めると書いてありました。ですから両方あるけれども、その広告では電池式を勧めていふと書いていふ。平成19年から建築したものです。

(岡村副会長)

新規の建築物に対しての義務付けですね。

(青木副会長)

平成19年4月1日から義務付けられる。過去の建築物について義務付けはない。火災のところでは流れがうまくつかめません。出火したときに、訓練をするときに、通常の火災と地震による火災発生で違いがあるものですか。訓練の仕方、消火にはうろろしないやれだといふこと

があると思ふので、消防が防火訓練、消火訓練でやるときの地震の消火訓練、防火訓練の特色み

たいのがあるんですか。自分でできるところはガス栓止めてブレーカー落としなさいだけ

けど、揺れがあつて、揺れがどれくらいかで、逃げないといけないという判断を

しなさいかん、ともかく消して逃げるもんなんですか。消さずに逃げないといけない

というその辺りのは誰がどう判断するのですか。

(岡村会長)

それははっきりして、火を使っていればまずとにかく消しなさいといふことですね。ガスにし

ても中に、あるいは電熱にしても基本的には熱い状態が、そこに停電してもあるし、ガスは今特に個々の

ガスタンクよりも集中管理になっていふよ。ガス管できていふよ。すると中に圧力がや

ぱり高まっているので、止めたってやっぱりどっかで漏れてれば出てくるんですよ。だからやっぱりそれは消すのは当然だと思うんですけど、それは皆さん分かっておられるんですよ。だから、書いてないからやらないということはないと思うんですけど。

（土居委員）

自主防災組織の立ち上げをうちのほうがりやまして、10日に訓練をやったんです。医療の分を私がやりまして、火を消すほうは南国のファイヤーに来てもらったんですけども、その火の訓練が平常時の使い方、火の消し方という部分で私もちょっとこれでいいのかなと思いつつ見えていたんですけども。消火器のピンポンパンというんですけども、ピンを抜く、つかまえる、握るといふ、これの訓練だけなんです。それで実際に火が出たときに、基本的には屋根、炎が天井まで上がった後でも逃げなさいという一つの原則があるんですけども、災害時には。そここのところに、水が出る、出ない、ということで消防の水がパイプ切れている、割れて途中で断裂をしている、そういうときにあそこでバケツリレーをやっていたらもっと感じが出るのになと思つて最後まで見ていたんですけども、なかなか実際そうした地震災害における火災ということ想定した訓練というのはできにくいということを痛切に感じました。それには相当なマンパワーが要するということですね。バケツリレーですので、どうしても水源が近くにないとなかなか消せないというような形で最終的にやりませんでしたけれども。それが現実じゃないのかなというふうに思っております。

（岡村会長）

青木委員のご指摘、それから土居委員のご指摘ですけども、それは要するに地震のときの消火訓練、防火訓練ということなんです。この文案では県民は防火訓練に積極的に参加しということで、もちろん地震の条例などでそれは地震のということは全体的にかかっているとは思つてんですけど、そこはあまり区別はされてはいないですね。これはやっぱり消火器を具体的に使えるようにしようというイメージがあるからでしょうか。

（事務局）

先ほど土居委員がおっしゃっていたバケツリレーとか、そういう部分以外は多分通常の火災であっても、地震による火災であっても共通する部分なのかなと。ただ実際に火を消すという部分でいうと、地震の場合には自らの身の安全という部分、それから津波地域であれば浸水地域であれば急いで避難しなければならないという問題もありますので、避難行動においては随分違いがあるのかなと思つていますが。火を消すってその技術的な部分であるとか、そういった部分は多くは共通する部分で取り分けて訓練をするということではなしに、通常の火災訓練の中で訓練をする。先ほど言われたバケツリレーって地震を想定した訓練というのにもそれに折り込んでいくということがいいんじゃないのかなというふうには考えております。こちらの火災のところについて、青木副会長がおっしゃったことについては、いつのタイミングまで消すのかということについては4の1番の第1に書いてある文章のほうで自らの安全の確保や、避難に支障がない限りにおいてというふうに書いています。次に津波が待っているところは津波が火を消してくれるかもしれませんし、自らの安全を犠牲にしてまで消すことはないの、支障のない限り、努めて近隣の方の生命、身体、財産を奪うことになるので初期消火がやはり肝心だと。小さなうちなら消せないのでその初期消火が火災においては大事だということ、平時であろうが地震であろうが火事というものはそういう性格のものだというふうに、消防法の所管をしています消防防災課の消防士の者も申しました。また火災時の消火器の使い方を体験していくということもものすごく大事なんですけど、非常に大事なのは、青木副会長が心配されていたように消火することに専念をしまい、逃げるタイミングを失い一酸化炭素や煙を吸ってしまうとかです。火が天井まで燃え移っても一生懸命そこでやっているというようなことで逃げ遅れたりすることが、消防士じゃない素人の方には難しいらしく、防火訓練のほかにナンバー4の2の3のほうで書いています。防火訓練の実施等のほうには火災から身を守るために必要な知識っていうのは、いつ逃げるかという最も大事なその部分ですね。消す仕方と、またいつやめるかということが身

を守るために必要な知識ですので、そういう部分について大事だということを前提にこの案文の取りまとめのほうはさせていただいています。

（岡村会長）

特別に津波に来るか。来襲予想地域であるかどうかということにはこだわらない。そういう文言は付けないでしょうか

（事務局）

いろんなケースがありますので、何がどのようにそのとき安全かというのは出火している状況がさまざまありますので、法令文になるとときにはちょっと固定しては書きにくい部分です。それで安全の確保、いつ安全じゃなくなるのかについては訓練とともにやる必要な知識の習得ということで学んでいただけたらというふうに思います。

（岡村会長）

津波が引き起こす火災については全く検討はならないのでしょうか。

（事務局）

ものすごく大きな火災になると思いますので、それを住民で消すということを条例で規定するというのもちょっと難しい話。もっと広域な行政の手でやらなければ難しい火災ではないかということで、今回は触れませんでした。

（岡村会長）

具体的な事例としては北海道の南西沖地震で、実は原因がはっきりしないんですね。火の付いた車、あるいは、船が火を付けていったという話と。それと高松の水害。この前の高潮災害のときに車が24台ですか、駐車場にあるものが燃えたんですね。潮が入ってくることによって車が燃えたという、はっきりしたデータがあります。これが津波になると、油がそこにあつたらそれが延焼の大きな原因になるわけで、こういうことも新しい災害のサインがもう出ているんですね。特に高知市の場合は、車とあるいは油が漏れ出すことによって火災の延焼が一番怖いというか、それもあります。だから津波が来れば消してくれるのではなくて、津波が来ると広がるという危険性はいわれています。石油タンク等はちょっと話が除きますけど。

（事務局）

津波による火災については触れてはいません。というのは青木副会長も先ほどからおっしゃるように、そういう現象があることの事実の周知だけでは駄目で、だからどうしなければいけないと県民に具体策をどのように義務付けていくかという検討が検討会のほうでされていませんので、事務局取りまとめが今回できないでいます。どういうその津波、火災のためにどういう対策を打つべきかということについては、検討会で話していただけたら、取りまとめができると思いますがいかがでしょうか。

（青木副会長）

4の1のシートのところでいえば、法律の書き方からいえばこれで別にいいんですけど「自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて」というのがそのことを指しているのであれば、この条例で使っている言葉でいえば「自らの命の安全を優先し」次の行動を取るように努めなければなりませんみたいなほうがインパクトというか、分かるかなと思います。条件の付け方ですけど、このようにするとこの部分というのは、普通の人には読んだら意外と印象が消えてっちゃって、支障がない限りというのはなかなか抽象的で読めないかなと思います。メッセージからいえば自らの命の安全を確保、優先し、次の行動し、やりなさいよという二つともが重要なメッセージだというふうに思います。

(岡村会長)

バッテリーと油が近くにあるところというのは海水が入れば電気が通じてしまうので、スパークでどうしても火が出てしまうと。それは極めて自然な現象なので。車もそうですけど、それじゃあ、ほかにございませんでしょうか。

(武市委員)

先ほど土居委員のほうから提案がありました要援護者の規定はどうですかと言われていた部分で、事務局のほうからも提案があった、社会的弱者、要援護者の方たちの部分を第9章でフォローできているということでのいいのか、それとも、それぞれの章のところにその言葉を入れていくのか、ということ、ほかの委員さんのほうからご意見伺いたいんですが。

(岡村会長)

そうですね、こういうような形に落ち着いているようですね。土居委員も、はい。9章までいかないなかなかそこに行き着かないので、いつ出てくるんだろう、いつ出てくるんだろうというのはちょっとまずいのかなというご意見だと思うんですけどね。検討していただけますかね。もう一度。どうしますかね。それじゃ無責任かな。検討しろというようなことでは。

(事務局)

今、災害事象別に骨子案をつくっておりますので、そしたら予防対策だけ見たいという場合にはそれぞれの災害事象の中に予防もある、地震発生後の話もあるということで、第何条の何項に予防がありますということが抜き出して見やすいようにするというやり方も必要じゃないかということ、ある委員に言われています。要援護者についてもそういうやり方もできるのかなという気もするんですが、一つちょっと悩ましいのは本当にこれ要援護者各項目に入れていくとすると、多分要援護者だけにとどまらない部分も出てくるんじゃないのかなという気も正直しております。ちょっとまたそこは持ち帰って検討はしてきますけど。

(岡村会長)

そうですね、少しみんなにどういうものかイメージが分かるものがあつたほうがいいと思うんで、ちょっともんでいただけますでしょうか。試案を出していただくと。

(事務局)

どこかの部分でやるのは可能かもしれないですけど、ちょっとそこは持ち帰らせてもらって検討したいと思います。

(青木副会長)

技術的には揺れ、大津波、火災のところでの、要するにメインは命だと思うのです。事象別なんだけど、中心は命を守るということで9章の要援護者に規定しているけど、それを取り出して命を守るということで、主体のところを取り出すってことは僕できると思うんです。命を守るというところをメインにして、土砂まで含めるのかありますが、5か6辺りにまとめて取り出すということは、工夫をできる。ダブリを無くして短いほうがいいし簡略なほうがいいということで、重複の規定をすることを避けるけれども、要援護者の場合には特に地震の場合に特別な主体としてね、これは受け止めなきゃいけないということで、ダブってもいいんじゃないかなという、分かりやすくしてもいいんじゃないかとも思います。

(事務局)

そうですね。ただ一番は、何回もお話させていただきますけど、津波のところ本当に要援護者を入れるのかどうなのかというところは、ちょっと事務局のほうでなかなか判断しにくい、要は要援護

者を助けるために自らを呈してっていう部分が、果たしてほんとにこの条例の中に入れていいものなのかどうなのかというのが、判断が非常に難しいと思います。やはり要援護者を助けるためには事前の支え合いをしっかりとしていくというのが重要ですので、そういった意味から命を助けるという部分もありますし、それから被災をした生活の中でもサポートしていくということもございますので、そういった意味で震災に強い地域づくり、その中で要援護者を支えるしっかりとした仕組みをつくっていくという理念で一応組み立ててはいるんですが、それを個別の中にまた入れていくとなると、津波の場合に要援護者をどういうふうに助けなければならないのかという表現をするのかとか個別の問題が出てきますので、そこをご議論いただきたいというふうに思います。

(岡村会長)

はい。じゃあ今後の検討課題にいたします。よろしいでしょうか、次にいきたいと思うんですけど、土砂災害、その他の危険から身を守るということで、5の1と2がございまして。ちょっと説明をお願いします。

(事務局)

はい、ナンバー5の1からご説明させていただきます。課題のところでは挙げていますが、地震発生後には降雨によって土砂災害が増えるというふうな事例もございまして。また新潟の中越地震でもあったように、地震による大規模な土砂崩れで河川がせき止められて上流の地域が水没をするといった現象、それから、それが土石流となって下流の地域を襲うという、いわゆる山津波の危険というのもございまして。こういった土砂災害以外の危険としては地盤沈下による浸水であるとか、堤防の決壊による浸水、ため池の決壊による洪水とか液状化による建物の倒壊、破損、こういったさまざまな危険があります。地震発生後に余震の情報であるとか降雨の予報とか、河川水位の変化とか地域の被害状況、こういったものに注意をして、危険があれば自主的に避難をするということが必要だということでこの骨子案をつくっております。県民はというところで、地震発生後に次の危険が予想されるときには直ちに危険箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難をしなければならないと。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて周辺の居住者等への危険の周知を努めるものとする。自分だけが避難するのではなく、地域の周辺の方にも危険を知らせるということで、ここではこういった場合にということで6点列挙をしています。予震、降雨等によるがけ崩れ、土石流や河道閉塞による上流の地域の水没、地盤沈下による浸水、堤防決壊による浸水、ため池決壊による洪水、液状による建物の倒壊その他ということでそれぞれの発生原因によってこういった被害が起こるといふようなことをここで列挙しております。

続きまして、ナンバー5の2をお開きください。課題のところでは挙げておりますが、地震発生後に災害の拡大を防ぐためには危険箇所や異常現象、そういったものを把握して被害が出る前や、拡大をする前に適切な処置をしなければならないということになります。条例の骨子の案としては危険箇所の巡視ということで、県は地震が発生したときには市町村と連携をして危険箇所の巡視や点検、この場合には点検については津波の危険が予想されるときは海岸や河川における巡視や点検を除きます。まさしく津波がきているときに巡視や点検をするといった場合はしないということでカッコ書きで除いております。あと、被害が発生する恐れがあるときには居住者等への周知と立ち入り禁止の措置を速やかに行うということもございまして。県民については危険を、異常現象を発見したときにはその旨を直ちに施設管理者、市町村へ通報するよう努めなければならない。ということで河川、海岸、ため池などの堤防の亀裂や破損や亀裂と、河川の濁りや流木の混在、河川の水位の異常とか、こういった異常現象を発見したときには、先ほどの5の1との違いというのは5の1はもうまさに危険が迫っているという状況。5の2については異常現象ということでもうちょっと初期の段階というか、異常な状態だと。その場合には管理者とか市町村とか、そういったものに県民の方は通報をしてくださいというのを規定しています。事業者については爆発物、有害物質などの危険物を扱う施設の管理者については、地震発生したときには直ちに施設を点検すると。施設に被害が発生して、または発生する恐れがあるときには被害の拡大の防止を速やかに行う。そして各機関への連絡、あるいは周辺の居住者

などへの周知を行うというふうなことを規定しています。この章については以上です。

(岡村会長)

はい、どうもありがとうございました。

5の1の骨子案の県民のところですけど、地盤沈下による浸水というのがあって、これがテーマ別では土砂災害、その他の危険から身を守るということにひっくるめられているんですけど、災害の大きさ、あるいは津波が来る前に、高知とかは須崎も一部ですけど沈降して、津波と同じような状況に入っている可能性が非常に高いわけで、これ逆なんですよね。時系列的には最も先にくるんです。まず浸水が始まっているんです。だからそういう地域は逃げられないということが起こってしまうんでなかなか難しいとこですね。いずれにしても地盤沈下による浸水を土砂災害等からの避難に含めるかどうか。これよりも津波の項のところに何か、高知県の特殊事例としてそういう沈降ということが先だって起こってしまうので、できるだけ早く、警報が鳴る前にも避難を開始するというようなことがあっていいんじゃないかという。これはやっぱりこの問題は極めて、死者の数でいうわけじゃございませんが、大変大きな問題なんでここに土砂災害の間にちょこっと隠れているっていう項目とは本質的に違うんじゃないかっていう気がしておりますけど。逃げられないんですよ。これが起こると。

(青木副会長)

これは揺れとは違うんですか。

(岡村会長)

揺れです。基本的に揺れと地殻変動です。断層運動が揺れを引き起こし、断層運動が地盤の沈降を引き起こすんです。だからおっしゃる通り一緒なんです。揺れでもいいです。そうですね、津波じゃないですね。これはそうすると揺れですから第5、第6ぐらいのところに高知県特有の問題で。これはほかの県ではないんですよ、あり得ないことなんです。高知はものすごくこれ大きいんですよ。

(事務局)

よろしいですか。ここでは土砂災害その他ということで、いったん骨子をつくったのですが、ちょっと県庁の中でもいろいろ議論があって、土砂災害というのは、揺れ、津波、火災その次に土砂災害ということで、県の被害想定の中でも死者数といったものが出ているんで、ほかの災害とあまり一緒にしないほうがいいんじゃないかというご意見も出ております。先ほど岡村会長のほうからのご指摘があったように、地盤沈下というのは非常に大きい問題で、これに対する対策というのはなかなか正直難しいところもございますが、しっかりとその現象があるっていうのは県民の方に理解をさせていただくっていうことは当然必要なことだと思います。揺れに入れるのか津波に入れるのか、どちらに入れるのがいいのかっていうのはちょっとまた持ち帰って検討したいと思いますが、津波に入れるのも一つの方法なのかなと。地盤が下がることによって津波による被害をさらに大きくするという側面もありますので、それはどちらに入れるのかっていうのはちょっとまた持ち帰って検討したいと思いません。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。5の1は、課題はもう基本的には非常に、これを防ぐためには個人とか県とか言っても仕方がない、非常に長期的な課題ですよ。発生までの非常に長期的な課題。

(青木副会長)

私は自ら使うんだったら命の確保、身の確保か。自らの身の確保を優先し、でしょうか。土砂だとか中山間、そういう区分をあんまり被害想定としては要らないのですか。もうちょっと具体的に書き込む必要があるのではと思います。

(事務局)

そこは別の法でもう既に指定をしておりますので、あえてこの条例の中では扱っておりません。

(青木副会長)

地震、土砂災害の指定地域というのは、地震とか風水害、大雨、洪水だとかということと一緒に、共通の基準でいいと考えているということでしょうか。

(事務局)

現状でいうと、風水害のということで土砂災害が起こることなんですけど、当然地震でも、急峻な山ですので崩れるということもあります。ただ地震で崩れる山をなかなか特定していくというのが技術的に現状では確立されていないという部分がありますので、要は地震が起きたときに避難をするという部分については、やはり日ごろ、急傾斜の指定をされたところの方々については同じく避難し、身の安全を守るっていうのは必要なのかなと考えます。

(岡村会長)

結局急傾の危険指定というのは別に法律があってやっているわけで、これはそれなりに多分南海地震のときには有効に働くはずなんですけど、ちょっと逆にのっぺりした面が出てしまって、なかなかすぐには上がれないという具体的な問題があります。ただ、住民の方にとっては、ここは皆さん関心があるものすごく高いですよ。だからもう答えようがないんです。地震があったら壊れるんでしょうねって、いや雨で壊れるくらいですから当然壊れますよという言い方しかできないんですけど。高知県というのは本当に急峻な山が海岸まで迫ってきていますので、火災よりもこちらで死亡される方のほうが多いという想定もございまして。ただ県民の努力で何かできるというのは非常に限られていて、日ごろから生活している場を山側ではなくて、せめて寝る場所を、斜面側じゃなくて南側のいいところでお休みくださいなんていうことくらいしか言いようがないですよ。そういう状況なので。地震と今の急傾斜地のこの土砂災害の検討課題を区別する必要はやはりないのではないかとはいえますけど。いかがでしょうか。そういう理解でよろしいですか。土砂災害等から身を守るということで、そういうことでよろしゅうございましょうか。やはり日ごろから石が落ちるとか、擁壁が少し膨らんでくるというときは、もうほとんど地震のときは、それは揺れが小さいときでも既に崩壊してきますので、やはり日ごろからこれは長期的な対策っていうのが、いざっていうときにも、完璧ではないですけど、ある程度は役に立つということではいいんじゃないかとは思っていますけど。

(青木副会長)

5の2で、県民は、山鳴りとか、がけの亀裂とか沢やわき水の濁り、量の変化で、これは通報するように努めなければなりませんとなっています。素人、例えばそれを日々利用している人で、さっきの土居さんの例にあるように、担当者やそういうの気にしている人が通報し、担当者、係りを委嘱しておくことなどは無理ですか。例えば簡易水道なんかは、山だったら多分係りがいるんじゃないかなと思えます。そういう人は異常があったらすぐ言うてもらおうように知らせといて、その係を一応兼ねてもらおうとかがっていうことをやることはできないのですか。海というか河川の、津波、ここの想定しているのでは一般的に通報じゃなくて、誰かに委嘱するだとかっていうのはできないんでしょうか。

(事務局)

異常現象については、多分場所がかなり広範囲で、水道の管理と違って特定できないのかなと思いますので、そういった意味では地域の方が広く巡視をするというふうなことになるかなと思えますけど、そこも議論をしたんですが、地震発生したときに県民の方が危険を顧みずに巡視をするということをしなければならぬというのを入れるべきなのかなということがあって、異常に気が付いたときには通報してくださいね、というくらいで止めたということもあります。いったん巡視をするとい

うのも、議題にはなっていたんですが、そこまで求めるのも果たしていいのかどうかという議論があって、現状では異常を発見した場合には通報してくださいという形で骨子案をつくっています。

(岡村会長)

今はもう、この場合は特に河道閉塞なんかが上流で起こっているかどうかというのは、空から見るといことで、県のヘリを救助に使うっていうこともそうですけど、トータルの死者を減らすためにはむしろそういうことのために使うということ、情報収集ということも考えといたほうがいいので。高知の場合は非常に大きな問題ですよ。かつて冬に発生した南海地震の経験が多いので、夏に来たときのことをほとんど想定されてないというか、われわれ知らないんですよ。これは非常に大きな問題で前から言っているんですけど、山が裸になるという状況が生まれるので、あっちこっちでため池が決壊するように下流を押し流すと。高知県の町は海岸にしかないの海から津波が来ることばかり考えていると、後ろからどっと来られるというようなことが考えなければいけないんですよ。

一つ忘れておりました。重要な指摘があって災害、これはもう長期的な管理が必要な災害で、余震もそうですけど、というのは雨が降るたびに崩れるわけですよ。相当苦しめられるわけで、現実的にここに書いてある善光寺地震の崩れていうのは、100年たった今でも工事しているわけですよ、そのときの工事を。それくらい長期にわたるんですよ。河道閉塞とか起こると土砂を排出できないので、それを固めなきゃいけないって、そう簡単にセメント持ってくるわけにもいかないのでもコストも大変です。二次災害の防止という点では、県のレベルではとてもできないぐらいの形になるので。ただそういうことが起こるといことはやっぱり言うておかないと。これはちょっと過去の南海地震だけに学ぶっていうわけにいかないのじゃないかと思うんですが。

ほかにございませんでしょうか。なければ次に6番、災害から命を救う。要するにこれは何度も言われておりますけど、今のところは基本的に時系列的にことを運んでいきました。ところがもう一度ここで命ということを中心に置いて、今度は全体を見渡してみようっていうことだと思うんですが、その中で何ができるかっていうことで、ちょっと今までの流れとは変わります。ご説明をお願いします。

(事務局)

すいません。もうあと時間が30分切るぐらいなんですけど、どうしましょう。このまま骨子案を進めるのか、基本となる理念、基本理念であるとか、そういうところに戻っていく方がいいでしょうか。

(土居委員)

今日6時から災害医療の会がありまして、ちょうどこの議題に関するものが出てくると思います。この項目は次回でどうでしょう。

(岡村会長)

はい。そうしましょう。時間がきましたので、今申されましたように5までいきました。それでも一度元に戻って、骨子の体系それから条例の趣旨、定義、基本理念、責務といったところに議論の主体を移していきたいと思えます。

まず骨子の体系について検討したいと思えます。最初に事務局から変更点について説明がありましたが、先ほど検討していただきました第5章までに関してご意見がありましたらお願いします。また骨子の体系を時系列にするのか、災害事象別にするのかということについてもいろいろご議論されてきたように聞いております。ご意見がありましたらお願いをいたしたいと思えます。

もし特にならなければ、条例の趣旨、定義、基本理念、責務について検討をお願いしたいと思います。前回からの変更点について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3の南海地震条例の骨子案をご覧くださいと思えます。

第1章の総則の部分に当たりますが、第3の基本理念のところでは幾つか変更がございます。資料4

の骨子案に対する検討委員からの意見と併せてご覧をいただきたいと思うんですが、まず、資料4の5番それから6番ですね。この基本理念にかかわる部分で自助あるいは生き抜く権利という部分で、自助については自助を人権規定で書いてはどうかというご意見も何度かいただいています。生き抜く権利みたいな形で書いているんですが、この生き抜く権利については自らの生命、身体および財産を守る権利というふうに表現を趣旨に書いているようなところと併せてはどうかと。生き抜く権利ということではなしに、趣旨で書いている自らの生命、身体および財産を守る権利みたいな形で書いてはどうかというふうなご意見もいただいているところです。この部分については事務局のほうでもいろいろ議論はしたんですが、なかなか今の段階で検討会委員からいろんなご意見をいただいておりますので、もうちょっと議論を集約というか、まとめていただきたいということで、検討会でご検討をさらにいただきたいというふうなまとめ方をしています。

あと資料4の中の7番、公助の書き方というところで、前回の検討会でもご意見が出されましたが、公助について後ろに隠れすぎているのではないかというふうなご意見。三位一体という部分が自助、共助、公助が一体となって進めるというところをもうちょっと強く書いたらどうかというふうなご意見だったと思います。県のほうの南海地震対策を進めるに当たっての基本的な考え方というのは自助、共助を基軸にというふうな考え方ですので、その考え方に沿って基本理念のほうは書いているんですが、他県の条例の中では自助、共助、公助が三位一体となって進めていくというふうなことを条例で書いている県もございます。そういった意味で公助のあり方がどうなのかということにもなるうかと思いますが、これについてもまた検討会で議論を深めていただければというふうに思います。

それから資料4の8になりますが、県民運動というところなんですが、県民運動という言葉自体が何か公というか、県民だけが運動するというか、取り組むみたいなそういったイメージがどうもあるんじゃないかということ。その県民運動というのはなかなか基本理念に盛り込んで伝わらないんじゃないかといったようなご意見も出されております。これについては若干その修正案ということでたたき台的なものを準備しています。

資料3の2ページをご覧いただきたいと思うんですが、(4)のところにアンダーラインを引いております。読ませてもらいますと、地震から生命、身体、財産を守るため一人一人ができることから取り組むことの必要性を行政、県民、自主防災組織、事業者、NPO、防災関係機関等が広く呼び掛けながら、取り組みの輪を広げ、全県的な運動として展開していくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化として根付かせていくこと。いろんな取り組みがいろんなところでなされているということですが、やはりそれを広くそれぞれが呼び掛けて取り組みの輪を広げていくと、そして最終的には全県的な運動として展開をしていって防災文化として根付かせていくというふうな考え方で表現をしてはどうかということで一部修正をさせていただいております。

それから同じく2ページの第5の事業者の責務についてなんですが、資料4の中でもちょっとご意見をいただいているところなんですが、事業者に関してということで、社会的責任というのは事業者に関しては当然のことながらあるんで、表現方法がちょっと適切ではないよというふうな話もあったんで、趣旨としては変えてはないんですがちょっと表現を改めさせていただいています。事業者はその社会的責任を自覚し、あらかじめ事業活動において被害を少なくするための事前の対策なり、地震が発生したときは事業所内の人の生命や身体を守り、震災後も自らの事業の継続や雇用の場の確保に努めなければなりません、というふうにしております。

また資料の4の10番のところの事業者の責務の二つ目。従業員という表現を用いないで書けないかというふうなご意見もいただいています。主従の関係ってというのは古いんじゃないかと、従というふうなことで、それ以外の表現でというふうなご意見もいただいているんで、全体的にその表現を見直しています。場面場面によって使い分けをしておりますが、あるところでは店員と書いたりとか、あるところでは事業所内の人とかいうふうな形で表現を改めているところです。

それからあとちょっと検討会でご検討いただきたいのが、資料4の9番。基本理念のところでも地震対策のステージの定式化についても自助、共助、公助の関係、役割をはっきりさせるために地震対策の定式として書き込めないかという、ちょっと表現的に意図をくんでないかもしれないんですが、それぞれステージの中で基本原則とか基本的な考え方とかそういったものがないのか。ここは実は青

木委員のほうからご提案をいただいている、ちょっと端的に説明できないのでまた補足で説明していただければと思うんですが、こういったご意見が出てきております。それで一部修正をさせていただいているというところです。事務局から以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。資料4で抜き書きしてありますようにご議論いただいているのでご意見いただいた西坂委員さんそれから青木委員さん、二人からご意見いただきたい。

(土居委員)

この中で私のほうがよく指導している言葉に、8番にどれだけいっているのかわかりませんが、県民運動、これを私たちは「減災運動」という形でお話しております。それから危険工作物という言葉が時々出てくるんですけど、危険工作物そのものがわからないという方が結構いるわけですね。そういうわからない言葉をここで使っているのかなという感じを持っておりますので、ここでちょっと出てきたのが2の3のところでも危険工作物ということでもまとめてありますけども、これを一般の方にお話しても何が危険なのかというようなことが意外と分かっていないんですね。で、簡単に自動販売機、こうしたものも危険なものなんですよと言って初めて分かっていただくというようなことで、これもう少し分かりやすくなるのかなということの問題提起しておきたいと思います。

(西坂委員)

資料4で私が意見したのは4番と6番と8番もだったと思うんですけど、特にまず4番の骨子案の言葉の使い方ということについての補足ですが、言い換えがありますよね。努めなければいけないとかいう、通常の法令用語ではなくて、もっと柔らかい表現で公表するという説明を受けまして、私自身この骨子案を見た最初のインパクトが強いものですから、これが元の通常の法令用語に戻るのも何かちょっと、このほうがいいなという感触を持ったので、そもそも戻すんでしょうかっていうことと、私はこっちの柔らかい表現のほうがいいんじゃないかと思い始めてきたので、こういうふうにするのをどう思われるでしょうかということできれば伺いたいなと思った次第です。

あと6番の生き抜く権利というふうになっているんですけども、ちょっとまだ私自身権利と表現することに若干のしっくり感がまだないという部分もあって、権利・義務というところがちょっと生き抜くというふうに書きますと、何て言うんでしょうか、亡くなってしまうというイメージが何かすごく強いような気がしまして、生きるのもうもちろんみんな当然なんだからってイメージがあって、ほとんど死んでしまうんじゃないかみたいな感じに取られないんだろうかっていう意味もあって、ちょっと若干柔らかめな、趣旨にあるような、生命、身体、財産を守るような権利という表現だとどうだろうかというふうに思いました。

あと県民運動という言葉なんですけれども、私はこの全県的な運動という言い換えはとてもいいような気がします。その前の修飾語句も含めて全県的にというのはとても何かこう一番いいような気がしましたので、こういうふうに修正した点でいいんじゃないかと思えます。

あとですね、もう一つちょっとさっき思ったんですけども、第3の基本理念の自助(1)という自助の取り組みを進めるというふうになっていますが、自助という言葉もできればもう少し補足が欲しいような気がするとか、補足をしているんだと思うんですけども、一番大事だと言われる自助のところをですね、もう少し県民の方がイメージできるような言葉にすることはできないんだろうかというふうに思っています。先ほど余談になるかもしれませんが、休憩時間に細川さんとちょっとお話をしたんですけど、そもそも助かっていくためには元気な人でないと駄目だなみたいなお話をしまして、そのために生きる力みたいなのを身に付けていないと本当に生き延びていけないというふうに感じたんですね。なので例えば生きる力みたいな言葉が、表現がいいかどうか分からないんですけども、そういうようなニュアンスっていうのを少し含めるとどうだろうかとも思いました。

あと、最後になんですが定義の6番のところに要援護者とあるんですが、私がそうだったからというわけではないんですけど妊産婦というのが入ってなくて、これが例えば病の中に入るのかどうなの

かっていうのがちょっと分からないんですけど、できればちょっと入れていただきたいなというふうに思いました。以上です。

（青木副会長）

会長代理をしているときのペーパーで提案させてもらった部分です。先行の都道府県の条例を読んだときに、一番の出発が県民の責務というので、それが命を守って財産を守ることにつながっていったんで、それはちょっと条例という形を取る限り、条例ってというのは行政がある意味では住民に約束する部分もありますけど、押し付けるといふ側面もあるので、そこでいくとまずい、出発のところをそうやって行政があなたは生きるんですよと、生きないといかんのですよと言われて生きるっていうのはいかがなものかっていうのが一番基本のところでした。そういうことから言えばスタートのところはやっぱり自分で日ごろから、生きること、西坂さんは生きる力というか生命力とかね、それを全うするということが前提ということの、そこにスタート置いたらどうかと提案されています。それで法律上でいったら請求、行政に対するだとか近所の人に対して、おれが傷ついたのは行政が不十分だったから、応援が不十分だったからだとか、近所の人々が助けてくれなかったからだという、一般には請求権といいますが、請求権を直ちに権利から導き出すつもりはなくて、一番基本のところみんなが災害に遭ったときに天災で、だからあきらめるといふこともいけない、あとは生きるということについて他人に責任を転嫁してもいかんということで、まずは自らが生きるという、生きて何するかということを出発点に置かなきゃいけないんじゃないかということを書かないと、条例としては何となくしっくりいかないなと思っています。

もう一つは、ステージごとと書いたの分からない点があるからです。前回のときに言ったのは、例えばブロック塀が倒れる、具体例で出したほうが良いと思いますが、ブロック塀を補強するというのは私から見ると共助じゃないかという感じがするんです。事務局の説明だとそれは自助だということです。自助というのは何すること、共助というのは何すること、役割分担を書くんですけどそれが住民にとっては自助というのは何すること、共助とは何すること、公助とは何することというのが役割分担、分担というか分業ですよ、分業の区分、区分けが対策の項目整理というか、ツリーって言ったりもするんですけど、それが私が誤解してるのか、それで幾つかの本を読んだりして自助、共助、公助、ほかの条例も幾つか読んだんだけど、自助とは何をすることか、共助とは何をすることか、公助とは何することかっていうのが浮かんでこないんです。そこで、ステージごとって言ったのは発災時からしばらく、72時間とかその間のところでいうと、自助のウエートがすごく大きいんじゃないですかと、自分で公助も共助も期待できないところじゃないですかというステージっていう意味は発災時・応急・復旧というステージを書くのであればそれごとに、その発災時のときに自助はどういうことがあり、徐々に復旧時には自助というのはどういうことを意味し、復興時にはどういうことを意味するかっていうのが少し具体的に政策提示し皆が理解できる。共助がどの部分、何を意味しているのかというのが、今後必要ではないか。

（土居委員）

まずわれわれは自守、自助と言っていますが、基本的にブロック塀に対して僕は常に自助という言葉を使って体を守りなさいと。人間には見える危険と見えない危険がある。われわれは見えない危険を教えるわけなんです。ということはこういうことが起こればこうなると、これ創造力の欠如というんですけども、こうしたものを常に描くことが生き残る道なんですよと。そのいろんな危険というものを世の中はいっぱい持っているわけですから、交通事故一つ考えても必ず原因があるわけですね。その原因をつくらぬような生活を築き上げる。高知大学の教育学部の学生にもやかましく話をします。それを見抜くことによって生き残っていくんです。それは基本的には無関心が一番いかん、関心を持った生活をしなさいと。だから地震に対する関心を持ちなさい、そこには命を取っていくものがいっぱいありますよと。その中の一つに地震が来たら物が落ちる、倒れる、それを常に見抜かなきゃいけない、安全空間の確保、これが人間として生き抜く大きな道、自分を守る道ですよと、こういう話で展開をしていく。見える危険と見えない危険、見えない危険を見抜くこと、これが生き残る

道ですよということ、そんな形で自守、自助という言葉を使っています。

(岡村会長)

生き抜く権利ということを案のほうでははっきり書いておられます。これはそれまでの議論があって、要するに何に対して守るのかということがはっきりしないのでという、青木先生ほかから強い意見が出て、それで書き加えてこられたのだと思います。だからそういうふうにと考えると特別にということになるのかなと思うんですけど、ただこれは生存権というしっかりしたものが明記されているからこそ、人をなぜ殺してはいけないとか、なぜ自殺してはいけないのかということが出てくるし、実際これに近いことはもう災害、土砂災害の場合いっぱい出てきますよね、おっしゃった通り。要するに余計なことしてくれるなど、わしゃここで死ぬんじゃというのがいっぱいいるわけですよ。それを助けなきゃいけないですね。だからあなたは自分で自己決定権の中で自己決定の中で死を選んだんだから助けないというわけにいかないと。そこをやっぱり理解していただかないとなかなか次のステップを踏めないんじゃないかと。

(青木副会長)

そこは土居さんが最初に言っていました。

(岡村会長)

そうですね。そうするとやはり人が生き抜く権利っていうことはいかなる場合によっても守らなきゃいけない。これがあるからこそみんながやっぱり助けなければいけないんだというのははっきり出てくるような気もいたします。

(土居委員)

難しいですね、死なせてくれとか。私、言えることは、とにかくあなたがいなくなったら捜さなきゃいけない、地域で必ず絡んできますからそのときにやっぱりみんなに迷惑かけますので一緒に逃げましょうということが一番インパクト 強いのかな。特にお年寄りの人だと迷惑掛けたくない、いなくなったとき骨折したような状態でじっと辛抱している。どうして来ないんですかと言ったら地域の人に迷惑掛けたくない、というふうなことで耐えている、迷惑掛けたくない。確かに行けば迷惑掛かるけど、それは迷惑じゃないんですよ。

(岡村会長)

本当に災害時にそういう命に関するぎりぎりの議論と会話が出てくるっていうのは、当然そうやってきたわけですし、これからなるわけですけども。そこを理解していただくということが必要でしょうね。この違和感っていうのは多分その付近にあるんだと思うんですけど。生きる権利というか、それをどう扱うか。ちょっと私理解できない。

時間がきてしまったんですけども、進め方ですけども、今日は 5 までです。予定よりはちょっと遅れているのかな。もう少しきたかったですけどね。次回はそうすると 6 からということになります。ちょっとサポートしてください。全体のスケジュールの中での位置付けをしとかなないとまずいことになりますので。

(事務局)

今日欠席された方もいらっしゃいますので、今から 3 月半ばぐらいに今日のご意見等も反映してどうするかという 4 月の進行を、役員会を開いてしようではないかという話が前回の役員会でありましたのでそれを 3 月の半ばぐらいにしようと思いますと、今からちょうど 2 週間とちょっとですね。委員の皆さんに全体を、また今日の意見も含めてご意見等まとめて事務局のほうに出していただき、それを 3 月 5 日までに大体出していただいて、その後その部分について、事務局取りまとめさせていただいて、3 月 12 日以降の直近で役員会のほうにかけたいと思いますので、3 月 5 日ぐらいまでにご意

見、こういう点ということ抜き出して事務局のほうに送っていただけたらと思います。

（岡村会長）

はい。今日はたくさんご議論いただきましたけれども、この付近でやめなければいけません。ほかに何か今後のスケジュール。今日は一つ次の会のアナウンス、皆さんの予定を送っていただくようにいただいておりますけど、ちょっとアナウンスをお願いします。

（事務局）

すいません。委員の皆さまに4月5月のご予定をお伺いしています。お伺いした日程で最も多く出られる日程で19年度の第1回第2回、それから終わらなかった場合予備日を取りたいと思いますので、また事務局までご返送よろしくお願いたします。

（岡村会長）

ありがとうございました。特にないようでしたら、以上で第9回の高知県南海地震条例づくり検討会を閉会したいと思います。どうも長時間皆さまありがとうございました。お疲れさまでした。